

会議録
平成２９年第１回更別村議会定例会
第４日（平成２９年３月１６日）

◎議事日程（第４日）

- 第 １ 会議録署名議員指名の件
- 第 ２ 議会運営委員長報告
- 第 ３ 議案第２１号 平成２９年度更別村一般会計予算の件
- 第 ４ 議案第２２号 平成２９年度更別村国民健康保険特別会計予算の件
- 第 ５ 議案第２３号 平成２９年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算の件
- 第 ６ 議案第２４号 平成２９年度更別村介護保険事業特別会計予算の件
- 第 ７ 議案第２５号 平成２９年度更別村簡易水道事業特別会計予算の件
- 第 ８ 議案第２６号 平成２９年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件
- 第 ９ 議案第 ５号 更別村中小企業振興条例制定の件
- 第１０ 議案第 ６号 更別村中小企業者事業資金利子等補給に関する条例制定の件
- 第１１ 議案第２７号 平成２８年度更別村一般会計補正予算（第１０号）の件
- 第１２ 閉会中の所管事務調査の件

◎出席議員（８名）

議長	８番	松 橋 昌 和	副議長	７番	本 多 芳 宏
	１番	安 村 敏 博		２番	太 田 綱 基
	３番	高 木 修 一		４番	織 田 忠 司
	５番	上 田 幸 彦		６番	村 瀬 泰 伸

◎欠席議員（０名）

◎地方自治第１２１条の規定による説明員

村 長	西 山 猛	副 村 長	森 稔 宏
教 育 長	荻 原 正	農業委員会長	織 田 忠 司
代表監査委員	笠 原 幸 宏	会計管理者	金 曾 隆 雄
総 務 課 長	吉 本 正 美	総務課参事	山 内 昭 男
企画政策課長	高 橋 祐 二	産 業 課 長	本 内 秀 明
住民生活課長	宮 永 博 和	建設水道課長	佐 藤 成 芳
保健福祉課長	安 部 昭 彦	子育て応援課 長	新 関 保

診療所事務長 佐藤敬貴
学校給食 渡辺伸一
センター所長

教育次長 川上祐明
農業委員会 小林浩二
事務局長

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 末田晃啓
書 記 小野山果菜

書 記 酒井智寛

(午前 10 時 00 分開議)

◎開議宣告

- 議長 ただいまの出席議員は 8 名であります。
定足数に達しております。
これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員指名の件

- 議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において 2 番、太田さん、3 番、高木さんを指名いたします。

◎日程第 2 議会運営委員長報告

- 議長 日程第 2、議会運営委員長報告を行います。
議会運営委員会に付託をいたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。
高木議会運営委員長。
○高木議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。
第 1 回村議会定例会の追加提出案件に関し議長から諮問がありましたので、これに応じ 3 月 16 日午前 9 時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。
追加提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、会期に変更はなく、3 月 17 日までの 9 日間と認められました。
以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。
○議長 委員長の報告が終わりました。
なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略をいたします。

◎日程第 3 議案第 21 号ないし日程第 8 議案第 26 号

- 議長 日程第 3、議案第 21 号 平成 29 年度更別村一般会計予算の件から日程第 8、議案第 26 号 平成 29 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの 6 件を一括議題といたします。
お諮りをいたします。議案第 21 号 平成 29 年度更別村一般会計予算の件から議案第 26 号 平成 29 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの 6 件につきましては、本会議での質疑を 3 回までとする会議規則第 55 条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 平成29年度更別村一般会計予算の件から議案第26号 平成29年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの6件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定をしました。

3月14日に引き続き審議を続けます。

一般会計歳入予算の質疑に入ります。歳入も款ごとに進めます。

款1村税に入ります。

補足の説明を求めます。

吉本総務課長。

○総務課長 一般会計歳入の補足説明をさせていただきます。補足説明につきましては、歳出の説明と重なる部分もありますことから、款単位の項ごとに本年度予算額を申し上げ、主要内容に絞っての説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

予算書8ページをお開きください。款1村税、項1村民税、予算額2億1,687万9,000円、前年度比較970万4,000円、4.3%の減となっております。

目1個人では、農業所得で1,243万5,000円、19.3%の減、給与所得で165万円、1.3%の増、その他所得で47万8,000円、5.0%の増を見込んでおります。

目2法人では1,283万1,000円で、前年度比較68万円、5.6%増を見込んでおります。均等割の増を見込んだものでございます。

項2固定資産税、予算額3億31万8,000円、前年度比較342万4,000円、1.2%の増となっております。内訳でございますが、目1固定資産税では、土地につきましては上昇見込み率1%を見込み、27万4,000円の増、家屋につきましては課税標準額4.3%の伸び率を見込み、522万5,000円の増、償却資産につきましては198万円の減を見込んでおります。

目2国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、前年度比較9万5,000円の減で38万8,000円を計上しております。なお、この科目での収入は、国有林と北海道が所有する資産、更別農業高校分でございます。

項3軽自動車税、予算額1,142万9,000円、前年度比較62万9,000円、5.8%の増を見込んでおります。2輪、4輪と種別ごとの増減はございますけれども、初期登録から14年を経過した新税率適用が主な要因となっております。

9ページをお開きください。項4たばこ税、予算額1,825万2,000円、前年度比較138万円の減を見込んでおります。前年度の実績等により積算してございます。

以上で款1村税の補足説明を終わります。

○議長 長 款1村税の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。村税ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 これで款1村税を終わります。

次に、款 2 地方譲与税、款 3 利子割交付金、款 4 配当割交付金、款 5 株式等譲渡所得割交付金、款 6 地方消費税交付金、款 7 自動車取得税交付金、款 8 地方特例交付金に入ります。

一括をして補足の説明を求めます。

吉本総務課長。

○総務課長 10ページになります。款 2 地方譲与税、項 1 地方揮発油譲与税、予算額4,038万3,000円、前年度比較41万4,000円の減を見込んでおります。地方揮発油譲与税法に基づき、その収入相当額の100分の42を市町村の道路延長、面積で案分して交付されます。過去の交付実績を勘案し、積算しております。

項 2 自動車重量譲与税、予算額8,313万4,000円、前年度比較173万9,000円の減を見込んでおります。車の車検時に納付されます自動車重量税を財源とし、自動車重量譲与税法第 1 条の規定により、税収入額の 3 分の 1 相当額を市町村の道路延長、面積で案分して交付されるものでございます。これにつきましても過去の交付実績を勘案し、積算しております。なお、エコカー減税措置等があり、その普及など、年々交付額も減少しております。

11ページをお開きください。款 3 利子割交付金、項 1 利子割交付金、予算額87万円、前年度比較23万1,000円の減となっております。預貯金の利子税20%のうち、道民税分 5 %の一部が市町村に交付されます。過去の交付実績により積算してございます。

12ページになります。款 4 配当割交付金、項 1 配当割交付金、予算額138万1,000円、前年度比較 9 万9,000円の増を見込んでおります。平成16年度から地方税法の改正により、地方財政対策として配当税率20%のうち、道民税分 5 %の一部が市町村に交付されているものでございます。過去の交付実績により積算しております。

13ページをお開きください。款 5 株式等譲渡所得割交付金、項 1 株式等譲渡所得割交付金、予算額112万6,000円、前年度比較18万1,000円の増を見込んでおります。これにつきましても平成16年度から株式等譲渡所得割税率の20%のうち、道民税分 5 %の一部が交付されるものでございます。過去の交付実績により積算しております。

14ページになります。款 6 地方消費税交付金、項 1 地方消費税交付金、予算額5,475万円、前年度比較163万5,000円の減となっております。現在の消費税率 8 %の内訳は、国の分として6.3%、都道府県分で1.7%となっております。平成29年中に申告納付される都道府県消費税の 2 分の 1 相当額が各市町村の人口、事業所等の従業員数により案分して交付されるものでございます。前年度の交付実績を考慮し、積算しております。

15ページをお開きください。款 7 自動車取得税交付金、項 1 自動車取得税交付金、予算額1,614万3,000円、前年度比較198万円の増を見込んでおります。この交付金は、車の登録時に納付される地方税である自動車取得税が財源となっております。自動車取得税の 66.5%が市町村の道路延長及び面積により案分して交付されます。過去の交付実績により積算しておりますけれども、平成26年 4 月の消費税増税時に乗用車が税率 5 %から 3 %に、営業用と軽自動車が 3 %から 2 %に減税されており、さらにエコカー減税もございます。

なお、消費税が10%になった時点で廃止されることになっております。

16ページになります。款8 地方特例交付金、項1 地方特例交付金、予算額76万4,000円、前年度比較2万6,000円の増を見込んでおります。説明欄の減収補填特例交付金は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除に伴う減収補填分を計上しております。過去の交付実績により積算しております。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 款2 地方譲与税から款8 地方特例交付金までの説明が終わりました。

一括をして質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで款2 地方譲与税から款8 地方特例交付金までを終わります。

款9 地方交付税、款10交通安全対策特別交付金に入ります。

一括をして補足の説明を求めます。

吉本総務課長。

○総務課長 17ページをお開きください。款9 地方交付税、項1 地方交付税、予算額19億7,891万9,000円、前年度比較4,565万5,000円の増を見込んでおります。普通交付税につきましては18億7,891万9,000円で、国の予算ベースで前年度比較2.2%の減、また地方財政対策及び北海道などからの情報をもとに積算しております。さらに、平成28年度交付決定額19億9,394万5,000円を勘案しております。特別交付税につきましては、積算根拠等が示されておられませんけれども、前年度同額1億円を計上しております。

18ページになります。款10交通安全対策特別交付金、項1 交通安全対策特別交付金、予算額83万7,000円、前年度比較3万8,000円の減を見込んでおります。この交付金は、交通違反の反則金による収入から郵便取り扱い手数料等の経費を控除したものが市町村の過去2年間の交通事故発生件数の平均値及び人口集中地区人口並びに改良済み道路の延長という3つの指標により、一定の割合で配分されるものでございます。過去の交付実績により積算しております。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 款9 地方交付税、款10交通安全対策特別交付金の説明が終わりました。

一括をして質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで款9 地方交付税、款10交通安全対策特別交付金を終わります。

次に、款11分担金及び負担金、款12使用料及び手数料に入ります。

一括をして補足の説明を求めます。

吉本総務課長。

○総務課長 19ページをお開きください。款11分担金及び負担金、項1 分担金、予算額2,659万8,000円、前年度比較950万3,000円の増となっております。

目1 農林水産業費分担金で説明欄の道営畑総担い手育成型事業更別第2地区の分担金

317万5,000円を新規に計上しております。道営畑総担い手育成型事業更別第2地区の271万3,000円増、それから更別第3地区の事業が始まり、692万5,000円を新たに計上しております。

項2負担金、予算額2,888万1,000円、前年度比較478万3,000円の増となっております。

目1民生費負担金、節2児童福祉費負担金、説明欄、保育所入所者費用徴収金は、負担軽減分を勘案し、前年度比較168万円減と計上したものでございます。

目3教育費負担金、説明欄、指導主事共同設置負担金655万4,000円は、歳出の教育費で計上しております設置経費の半額を新たに計上したものでございます。

20ページになります。款12使用料及び手数料、項1使用料、予算額1億6,238万5,000円、前年度比較664万4,000円の減となっております。

目1総務使用料、節2各種施設使用料で過去の実績を勘案し、計上しております。

21ページをお開きください。目2民生使用料、節1社会福祉使用料、説明欄、福祉の里総合センター給食部門利用料は、診療所入院患者の減など83万3,000円の減となっております。生活支援ハウス居室利用料は、負担基準となります収入階層区分の異動等により28万5,000円の減となっております。

22ページになります。目4農林水産使用料、節1営農用水使用料は、平成28年度実績見込みを考慮し、前年度比較188万円の減となっております。

目5土木使用料、節2住宅使用料、説明欄、公営住宅使用料は、平成28年度実績見込みを考慮し、前年度比較285万円の減となっております。

項2手数料、予算額877万1,000円、前年度比較2万円の増となっております。戸籍等の各種証明、畜犬、一般廃棄物などの手数料を計上しております。前年とほぼ同額となっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で補足説明を終わります。

○議長 長 款11分担金及び負担金、款12使用料及び手数料の説明が終わりました。

一括をして質疑の発言を許します。

5番、上田さん。

○5番上田議員 20ページの使用料の目1総務使用料、定住化促進住宅の使用料についてお尋ねというか、聞きたいと思います。

昨年28年度においては20万4,000円計上し、減額して18万で予算計上したと思うのですが、9万6,000円になったというような部分で、これからの見込みを勘案した中での予算編成とはわかるのですが、歳出のほうでも質問させていただきましたけれども、入る見込みを確保するために何とかしてほしいというようなことで私も質問させていただいているわけなのですが、9万6,000円になってしまったという部分は、かなり空き家率というか、入居率が悪くなってしまうのかなというふうに思うのですが、その辺どういうふうにして考えて予算化したか、ちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 定住化促進住宅の使用料についてですが、今言われたとおり、定住化住宅1棟のほうにつきましては定住化促進住宅、もう一棟の部分についてはお試し暮らしということで今活用しているところでございます。定住化促進住宅のほうにつきましては、今まで入居されている方がその期限内ということで今までは通年して1年間入っていたわけなのですけれども、期限が今回切れることから、入居期間が平成29年の7月までということでございますので、今回この部分は4カ月分のみ見させていただいているというところでございます。また、お試し暮らし短期体験住宅のほうにつきましても、1カ月の利用で進めているところなのですけれども、前年までは5組の利用を見込んでいたわけなのですけれども、実質的に5組となりますと期間内いっぱい使ってということですので、実態に合わせて4組の利用というふうに1組分減額したものですから、今回このように数字が減っているところでございます。ただ、あいている部分を少しでも少なくするように、そういう相談等があれば紹介もしてまいりたいと思いますし、今お試し暮らしの短期体験住宅のほうにつきましても募集等を取りまとめて、かなりの数の応募が来ておりますので、その中で有効に入居していただいて更別を体験していただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 今のというか、手数料、使用料ですけれども、先ほどの説明によりますと、これまでの実績を勘案した中でのということですが、毎年結構な減額していますよね。これ村にとっては貴重な財源、自主財源だというふうに思うのですが、これに対する対策ということについてどのように考えておられるかお聞かせください。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 この使用料でございますけれども、各施設の使用料をトータルした中での増減ということでございます。各施設において行われる各課においての取り組み等、いろいろございますけれども、収入だけ捉える対策として全体としてはどうなのだというところでございますけれども、これはその年、年の各課で行われるいろんな事業にもかかわるような部分でございますので、全体的な取り組みとしては特に考えているわけではございません。各課における事業が当然いろんな教室だとか、そういう使用料に基づきますし、またお風呂とかの利用料にもなりますけれども、それについてはその事業によつての参加人数でかなりトータル的には増減するのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 今の説明ですけれども、これらは各課にわたりますから、総体的にどうこうというのは難しいかと思うのですが、いずれにしても、歳出のほうでありましたように委託料等については毎年値上げする状況にあるわけですから、この辺について十分検討していただかないと困るかなというふうに思いますけれども。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 各施設の利用に関しましては、使用料等審議会等で、その利用設定、部屋の広さだとかというものによっても変わりますので、使用料等審議会の中でも検討させていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長 ほかありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで款11分担金及び負担金、款12使用料及び手数料を終わります。

次に、款13国庫支出金、款14道支出金に入ります。

一括をして補足の説明を求めます。

吉本総務課長。

○総務課長 予算書24ページになります。款13国庫支出金、項 1 国庫負担金、予算額 1 億 1, 227万6, 000円、前年度比較645万5, 000円の増となっております。

目 1 民生費国庫負担金、節 1 児童福祉費負担金、説明欄、子どものための教育、保育給付費負担金は、公定価格改正に伴い、負担基本額の増により768万8, 000円の増となっております。節 3 障害者福祉費負担金、説明欄、障害者介護給付費等負担金で135万4, 000円の減となっております。障害者の介護サービス給付において生活介護、訓練等の就労継続支援、共同生活援助の給付費で257万2, 000円の減、短期入所125万円の増が主な要因となっております。事業費の 2 分の 1 が国庫負担となっております。

項 2 国庫補助金、予算額 1 億1, 799万1, 000円、前年度比較2, 730万1, 000円の減となっております。

目 1 総務費国庫補助金、説明欄、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、住民基本台帳や税システム改修は28年度で終了し、通知カード、個人番号カード関連事務に係る補助金となっております。前年度比較204万6, 000円の減となっております。説明欄、地方創生推進交付金2, 500万円は、新規に計上しております。歳出の総務費、地方振興費、地方創生推進交付金事業の財源となるものでございます。

25ページをお開きください。目 4 土木費国庫補助金、節 1 住宅費補助金の説明欄、社会資本整備総合交付金は、前年度比較4, 747万4, 000円の減となっております。公営住宅改修及び家賃減免等の補助金で1, 147万6, 000円の増、前年度は若葉団地改築等5, 895万円を計上しておりました。節 2 道路橋りょう費補助金、説明欄、雪寒建設機械購入事業補助金1, 416万4, 000円は、小型除雪車更新に対する補助金でございます。昨年度はグレーダーを更新しております。前年度比較1, 053万8, 000円の減となっております。説明欄、社会資本整備総合交付金1, 950万円は、前年度から橋梁点検の調査に対する補助金でございます。前年同額を計上しております。50橋分でございます。

目 6 農林水産業費国庫補助金、説明欄、農業経営高度化支援事業更別第 2 地区補助金372万9, 000円及び第 3 地区補助金410万2, 000円は、新規に計上しております。道営畑地帯総合

整備事業の農家負担軽減補助金を計上しております。

項3委託金、予算額135万7,000円、前年度比較18万6,000円の減となっております。補足説明は省略させていただきます。

27ページをお開きください。款14道支出金、項1道負担金、予算額6,077万8,000円、前年度比較384万9,000円の増となっております。

目1民生費道負担金、節2児童福祉費負担金の説明欄、子どものための教育、保育給付費負担金は、国庫負担金同様、公定価格改正に伴い、負担基本額の増により前年度比較384万4,000円増となっております。節3障害者福祉費負担金、説明欄、障害者介護給付費等負担金2,133万円で、前年度比較67万7,000円の減となっております。国庫負担金同様、障害者の介護サービス給付費において生活介護、訓練等の就労継続支援、共同生活援助の給付費で128万6,000円の減、短期入所62万5,000円の増が主な要因となっております。事業費の4分の1が道の負担となっております。

項2道補助金、予算額1億8,536万4,000円、前年度比較3,391万6,000円の増となっております。

目1総務費道補助金、節1総務費補助金、28ページになります。説明欄、森林環境保全整備事業補助金で116万5,000円の減となっております。この事業は、歳出では前年度比較133万2,000円増となっておりますけれども、平成28年度に被害を受けた5.1ヘクタールにつきましては植栽する平成30年度に利用資材を含め補助申請するものでございます。

目4農林水産業費道補助金、前年度比較3,323万円の増となっております。29ページをお開きください。節2林業費補助金、説明欄、林業・木材産業構造改革事業補助金3,065万5,000円は、新規に計上しております。認定こども園上更別幼稚園改築に係る事業費のうち、補助対象経費の15%補助となっております。

項3委託金、予算額1,086万2,000円、前年度比較188万5,000円の減となっております。

目1総務費委託金276万9,000円の減は、30ページになります。節4統計調査費委託金で前年度計上の経済センサス委託金37万1,000円、節5選挙費委託金で昨年度計上の参議院議員選挙委託金245万円の減が主な要因となっております。

31ページをお開きください。目4商工費委託金、節1商工費委託金、説明欄、駐車公園管理委託金で86万4,000円の増となっております。

以上で補足説明を終わります。

○議長 款13国庫支出金、款14道支出金の説明が終わりました。

一括して質疑の発言を許します。

1番、安村さん。

○1番安村議員 29ページの農林水産業費の道補助金の関係の説明欄の枠組みの一番下にあります農業競争力基盤強化特別対策事業の内容について、ちょっと補足説明いただきたいというふうに思います。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 こちらの農業競争力基盤強化特別対策事業の補助金につきましては、道営事業の地元負担額、農家負担軽減措置として北海道のほうの事業でございまして、以前はパワーアップ事業というもので、平成28年度から新しい制度として補助がされているものでございます。

○議長 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 31ページの駐車公園管理委託金ですか、昨年よりふえているわけなのですけれども、これどこを意味しているのか、まずそれをお伺いします。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 こちらの駐車公園の管理委託金につきましては、道の駅の前にあります道が管理している駐車公園のことでございます。

○議長 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 そしたら、国道のところは国ということなのですか。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 国道の部分ではございません。

○議長 長 ほかがございませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 これで款13国庫支出金、款14道支出金を終わります。

次に、款15財産収入、款16寄附金、款17繰入金、款18繰越金、款19諸収入、款20村債に入ります。

一括して補足の説明を求めます。

吉本総務課長。

○総務課長 32ページになります。款15財産収入、項1財産運用収入、予算額1,107万5,000円、前年度比較324万円の減となっております。

目2利子及び配当金、前年度比較331万6,000円の減は、各基金は定期預金により運用しておりますけれども、28年度に満期を迎え、定期預金更新時の利率引き下げが要因となっております。これにつきましては、日本銀行のゼロ金利政策の影響と思われます。

33ページをお開きください。項2財産売払収入、予算額1,699万5,000円、前年度比較76万3,000円の減となっております。

目1不動産売払収入、節1土地売払収入の説明欄、村有地売払収入252万1,000円は、旧上協和小学校跡地、宅地分譲地売払収入はコムニ団地1区画分と更別幼稚園そばの宅地2区画分を計上しております。

34ページになります。款16寄附金、項1寄附金、予算額6,000円、前年度と同額となっております。

35ページをお開きください。款17繰入金、項1基金繰入金、予算額2億6,566万円、前年度比較5,189万円の増となっております。大きな要因は、目6福祉基金繰入金で前年度比較6,348万4,000円の増となっております。認定こども園園舎等改築事業と高齢者住宅福祉サ

ービス事業に充当するものでございます。

目 8 公共施設等整備基金繰入金 1 億60万2,000円は、役場庁舎改修事業、社会福祉センター改修事業、村営住宅等改修事業に充当するものでございます。

36ページになります。款18繰越金、予算額は5,000万円で、前年度同額で計上しております。

37ページをお開きください。款19諸収入、項 1 延滞金・加算金及び過料、予算額は前年度同額の 2 万円を計上しております。

項 2 預金利子、予算額は10万円を計上しております。手持ち現金に余裕がある期間は短期の定期預金により運用しております。利子収入でございます。

項 3 貸付金元利収入、予算額6,620万5,000円、前年度同額となっております。

目 1 中小企業近代化資金預託金元利収入は、中小企業近代化資金特別融資に関する条例に基づき、融資取り扱い金融機関に預託するものでございます。

目 2 ふるさと融資貸付金元金収入は、平成25年度に融資しました貸付金元金を10年間で返済していただくものでございます。ふるさと財団を経由し、収納されます。

項 4 受託事業収入、予算額112万2,000円を計上しております。

項 5 雑入、予算額1,454万円、前年度比較165万4,000円の減となっております。

38ページになります。目 5 雑入で前年度比較158万1,000円の減となっております。節 1 雑入、前年度比較590万6,000円の減となっております。昨年度は南十勝消防事務組合解散に伴い、精算金584万8,000円を計上しておりました。40ページをお開きください。節 2 還付金432万5,000円は、北海道備荒資金組合納付金還付金を計上しております。昨年の台風被害による農地等災害復旧費助成金の財源となるものでございます。

41ページをお開きください。款20村債、項 1 村債、予算額 6 億9,583万5,000円、前年度比較8,789万7,000円の増となっております。起債につきましては、歳出の各款で計上している建設事業、ソフト事業等の実施に当たり、財源確保として借入れを行うものを計上しております。

目 1 過疎対策事業債の対象事業により、前年度比較 2 億6,510万円の増となっております。新規事業におきましては、旧開発庁舎等整備事業1,000万円、認定こども園園舎等改築事業 2 億450万円、42ページになります。学校給食費保護者負担軽減事業から各種健診事業までとなっております。前年度は営農用水施設整備事業、サッチャルベツ川配水管移設等でございますけれども、2,700万円、児童福祉施設活動事業、保育所、学童保育所、地域子育て支援センター、一時保育事業で1,000万円、住宅改修支援事業、リフォーム、2,000万円、（仮称）上更別認定こども園建設事業、実施設計でございますけれども、580万円を計上しておりました。

目 2 臨時財政対策債は、市町村の財源不足に対処するため、地方財政法第 5 条の特例として発行されるものでございます。前年度比較279万7,000円増の 1 億2,163万5,000円を計上しております。また、前年度は緊急防災・減災事業債、防災行政無線デジタル化整備事

業1億8,000万円を計上しておりました。なお、過疎対策事業債、元利償還金の70%、臨時財政対策債は元利償還金の100%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

以上で補足説明を終わります。

○議長 長 款15財産収入から款20村債までの説明が終わりました。

一括をして質疑の発言を許します。

5番、上田さん。

○5番上田議員 34ページ、寄附金であります。これは一般質問でも質問させていただきましたけれども、当初予算の考え方として、寄附金ですから仮予算組めないというようなことは、これは十分わかるのですけれども、村としても努力目標としてこのぐらいの寄附額が必要だとかどうだとかという、努力の姿というのですか、ふるさと納税そこまでやっていくということになれば、当然歳入もある程度予算化していかなければならないというのは、これ当然のことだと思うのです。これは、29年度の当初予算で間に合わなかったという部分はわかるのですけれども、今後この予算に関してどのような考え方でいくのか、もちろん歳出もそうですけれども、それも含めて考え方がありましたら伺いたいと思います。

○議長 長 吉本総務課長。

○総務課長 最初に、ふるさと納税というお話がございました。先週大手ポータルサイトと提携して、お礼品の品数を写真つきでアップしましたところ、6件、7件の申し込みが既にございます。来年度は、他の町村もそうなのですから、ふるさと納税寄附金という形で1,000万ですとか1億円とか予算計上している町村ございます。実際に更別村に予算書を送っていただいている町村はそういう計上しておりますので、来年度は、29年度の実績にもよるかと思うのですけれども、余り過大評価しない程度に予算組みはさせていただきたいと思います。また、毎年寄附があつて補正対応していただいておりますけれども、例えば農林水産業の補助金で毎年100万円、十数年前からいただいておりますけれども、ずっと今まで寄附を要求しているようなことで予算計上していなかったものでございますけれども、これにつきましては従来どおりということで考えております。

以上でございます。

○議長 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 更別のホームページを見る限り、例えば10項目、いろいろありますよね、更別の村づくりにおいてこういう考え方がなった場合は民生費の福祉に使うだとか、教育に使うだとかという部分ありますよね。今おっしゃったのは、要するにその目的外で例えば寄附者の方がともかく更別の振興のために1,000万寄附しますと仮にあったとしたら、それはふるさと納税の科目で受ける。目的のあるものに関してはそれぞれの科目に入れてくれと、これ従来パターンでいいのではないのかなという気がするのです。そこでいけば、ふるさと納税に対しては私もこのぐらい期待しているのだと、期待をしているという部分でふるさと納税については幾ら、それから教育寄附金については幾ら、民生費の福祉サ

イドについては幾らだとかと、そういうような予算計上が正しいのかなと私は思っているのです。だから、今年度29年度においてはそのような予算組みができないのかなという部分がありまして、今質問しているわけなのですけれども、そのような考え方がないのかどうなのかということを伺いたいと思います。

○議長 長 吉本総務課長。

○総務課長 寄附される方が、条例上12項目ございます。もちろん指定されない方もございますけれども、実績に基づいて29年度につきましては補正対応ということになるかと思っています。多いのは、やっぱり子どものために、福祉のためにというのが結構多い指定となつてございますので、ある程度の実績で今までどおり、28年度以前も本州の方からの寄附もございましたので、その実績に基づいて補正対応とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 33ページですか、不動産売払収入の中で、先ほど上協和小学校の跡地の売却とか言われたのですけれども、その辺の説明をお願いをいたします。

○議長 長 吉本総務課長。

○総務課長 旧上協和小学校のグラウンド部分になるかと思うのですけれども、約5,000平米ございまして、そこにつきましては遊休地ということで特に使われておりませんでした。ただし、防火水槽がございまして、消防のほうで年に何回かそちらのほうに行っているのですけれども、売るということで予算計上したものでございます。

以上でございます。

○議長 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 今の同じところなののですけれども、宅地分譲地売払収入ですけれども、これは何戸分ですか。

○議長 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 こちらのほうは今コムニ団地のほうで販売している部分が3区画ございますが、このうちの1区画、あと幼稚園前の宅地分譲をしておりますが、これ5区画ありますが、この中の2区画ということで、合わせて3区画分を一応予算化しているものでございます。

以上でございます。

○議長 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 3区画ということなのですが、そしたらまだ残り5区画あるということですか、売れていない部分というのは。そういうことですよね。

○議長 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 申しわけございません。

今現時点ではコムニ団地の残っている部分が3区画ございます。幼稚園前の宅地分譲地

が5区画ございます。全部で8区画今現時点では残っております。ここで見込んでいるのが3区画分の売り払いというふうに見込んでいるところでございます。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 わかりました。あと8区画ということですね、要は。そういった中で、今村も定住化促進している中で、入りたいという人が、この2カ所ですね、そういった中で入ってくる人が、もうちょっと選択の幅があれば入りたいという人もおられるかなというふうにも思うのですけれども、そういった意味で今後の宅地分譲の考え方についてお聞かせください。

○議 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 宅地分譲のほうにつきましては、今まででもいろいろとご質問等もいただいているところでございまして、その際にお答えしているところでは、コムニ団地の区画数が減ってきているということで幼稚園前の宅地分譲を行うということで、市街地の中にある村有地の有効活用をというふうなことで進めているところでございまして、現時点においてはこの2カ所でやっているところなのですけれども、幼稚園前の分譲地等の売れ行きを見て、今後市街地区域における村有地等の有効活用という部分で検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 今の関連なのですけれども、売れ行きを見てというよりは、村民の意見としては選ぶほど欲しいと思うのです。なぜ幼稚園のあそこの場所が5区画売り出されてから一件も売れていないのか、どうしてなのかということを考えると、あそこに建てたくないという、ただそういった理由が結構あると思うのです。そういったことも考えれば、村長子育てに力を入れて、若者ふやす定住の動きをしているのに、ここの村有地の売払収入は金額自体は減っていて、区画自体は前年と同じぐらいの予算で見ていると。そういったところにちょっと逆行の動きを感じるのですけれども、村側として様子を見てというところはわかるのですけれども、村民意見として村長力入れているから家建てようと思ったときに、さて場所がないという、今こういう状態に、幼稚園の場所が売れていないということがその現状だと思うのですけれども、その現状がある中での3区画、前年と同じ収入の見込みという、子育てには力を入れているのだけれども、収入は3区画の見込み、同じという動きで、1つだけ停滞して、子どもだけ子育てして、そうなれば本当は住宅の部分も建てる人がふえていくはずなのに、そういう動きをしていかなければいけないと思うのですが、そういったところに住宅の部分について停滞しているというところに対してどういったお考えをお持ちですか。

○議 長 西山村長。

○村 長 ご指摘のとおりであります。子育て支援して定住してもらおうということを考えれば、住宅についても工夫をして分譲地を開発するとか、そういうことはしていかなけ

ればならないというふうには認識しております。いろんなニーズとか、今8区画あいてい
るということですが、ほかにもないのかという問い合わせもありますし、その部分
については、今回はこういうふうになっていきますけれども、決して現状に甘んじていると
いうことではありません。検討して順次提案をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 35ページ、基金の繰入金の関係なのですが、協働のまちづくり基金とい
うことで、ことし若干ふやして300万ということ、これについては各村民ないし皆さんか
らいただいた協働まちづくり基金の指定の寄附金をもとにあるもので、歳出のほうで質問
はちょっとしなかったのですが、協働活動経費ということで、ことし若干金額をふやして
協働のまちづくりをやりますということで、NPOや地域コミュニティーの関係でボラン
ティアの方たちにも事業として新しくやっていただきたいということで予算を上げてやる
わけですが、全体的な協働の事業として各行政区も含めて最近余り活動内容が、積極的と
いうか、余り活発化していない中で予算も余ってきている中で、また新たな協働の事業と
して協働でやっていきますということで計画を立てているのですが、これは皆さんからい
ただいた大切な寄附金も含めての部分ですので、この辺の基金の使い方という部分で新た
な協働のまちづくりの事業も含めて、先の見込みというか、各行政区ごとの事業の推進と
いうか、そういう部分についてはどのように考えているか、もう一度説明いただきたいと
思います。

○議長 長 宮永住民生活課長。

○住民生活課長 協働事業でございます。協働事業につきましては、議員の皆様から協働
のあり方についての検討が今までもあったかと思えます。いろいろその中で村といたしま
して協働事業のあり方ということで検討させていただくというような答弁もさせていただ
いた中で、今回新しく29年度から、今までの除雪だとか公園整備だとか、そういうところ
というのは今までと同じような形で対応していただいているのですが、新しく協働のまち
づくり事業ということで今回新年度から実施すると。この中身につきましては、今回住民
団体さん、今までの質問の中でもあったように住民さんを主体にして、今回の内容では5
名以上の組織ということにしているのですが、自由に住民の皆さんに事業の中身をいろ
ろ考案していただいて、その中で役場の中で審査会というのを設置していく予定でござ
いますので、提出された中で協働事業に認定して、住民の皆様の手で推進、事業を行って
いただこうというような、中身としてはそういう事業でございます。今言われている
ように、当初は平成十七、八年ごろからですかね、合併とか財政的なものの問題もあつて
進めてきている経過ありますが、今回につきましては先ほどもお話ししましたように、議
員の皆様のほうからも協働のあり方ということでいろいろお話もいただき、ご意見もい
ただいてきた中で、住民の皆様に、繰り返しになりますが、事業を考えていただいた中でこ
の事業を何とか進めていきたい。ただ、その事業をつくったからといって、簡単にそれが

進んでいくというふうには思っておりません。当然こちらのほうからいろんな投げかけと
いいですか、そういう工夫を進めていかないといけないというふうには考えております。

以上でございます。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 今までは財政面で、村行政でやっているものを住民参画で少しでも財政
を切り詰めていくという部分の進みぐあいでは協働のものを行ってきた中で、今回はそのま
た先をいく積極的に村づくりを住民にさせていただくのだという部分での使い方をするわけ
ですから、ぜひこの基金を使うという部分も含めてしっかりとした準備というか、ものを
やっていただきたいと思いますので、今現在まだなかなか内容的には決まっていないとい
うことで、これから審査をしながらやっていくという話ですが、しっかりとその部分はき
ちっとやっていただきたいと思いますと思っています

○議 長 宮永住民生活課長。

○住民生活課長 今おっしゃるとおり、事業をつくって、その事業の推進がされないとい
然かみ合っていないわけですので、今議員のおっしゃったとおり、今後内容を十分いろ
いろ精査、検討を進めながら進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 関連になってしまうのですが、協働のあり方のスタートというの
は高木議員がおっしゃったように財政支援、村ではなかなかできなくて、それを住民の力
で一緒に協働でやりましょうという趣旨がやっぱり大事だと私は思っております。それは
今後もこれからまた続くのかなという思いで質問させていただきますが、今言う考え方につ
いては特に問題はないのですけれども、ただ1点、行政がこんなことをしていただきたい
い、こんなことを住民の手でやっていただくことによって軽減がされるということは、過
去もう10年以上になるのですから、たくさんあるのではないかという思いもあるのです。
住民の意見を聞くということは、これは当然常に行政ですからやっていることだと思うの
ですけれども、行政側のアプローチについて具体的にもしあればお願いします。

○議 長 宮永住民生活課長。

○住民生活課長 今おっしゃったとおり、事業の内容としてただ協働のまちづくりとい
うことで上げて、何かということがちょっとわかりづらいところは当然あるかと思いま
すので、その事業の例といたしまして、例えばですが、高齢者の今もいろんな展開もある
かもしれませんが、見守りだったり、あらゆる点で住民の皆様の案の中で考えられたもの
で協働にそれは適していくというものにつきまして今回は認めて、住民の皆さんのほうで
進めていただくという形の考え方でございますので、先ほど言ったように平成十七、八年
ごろは財源の予算等のこともありましたが、今回につきましては、先ほどから申し上げて
いますとおり、住民の人たちみずからその事業を展開していってもらうと、財源というこ
とでなくして、人づくり、まちづくりという形の中で事業に対応していってもらうとい
うことで考えております。事業の内容は、ちょっと繰り返しになりますが、いろいろな例を

一緒にPRして、こういうことなら該当しますとかということも含めてPR、通知していきたいというふうに思っております。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 大体わかりました。それで、もうちょっと踏み込んだお答えを実は求めたのです。こんなことを協働としてやっていただけませんかということのメッセージが行政としてはあるべきなのかなと、そんな思いでしたので、質問させていただきました。今見守りは1件わかりました。そのほかに何かあるのでしょうか。というのは、当時始めたころの苦労話ではないのですけれども、かなり行政が住民と協働でやるということには抵抗もありましたし、行政でやってくれるものだという当たり前の考え方を、思考を変えるということは大変な苦労があったという、そういう思いもあったものですから、単にやってくださいだけでも進まないこともあるでしょうし、今村がこういう状態ですと、できればみんなでやりましょうという、そういうようなことがないと、行政やってくれるからいいやというようなことになりかねないのではないかという、僕はそんな思いも強く持っているものですから、あえて質問させていただきます。

○議 長 宮永住民生活課長。

○住民生活課長 おっしゃるとおりで、例を挙げますけれども、今回災害もありましたから、防災だとかいろんな分野があろうかと思えます。当然そのようなことが今話したように住民さんにきちっと届いて、それを認知いただいていないと事業は進んでいかないわけですので、これはこれから始めるということで、当然いろいろな課題も出てくるかと思えます。十分その辺を踏まえ、また検討をさらに加えながら、事業がきちっと遂行されるように努めてまいりたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 ほかありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで款15財産収入から款20村債までを終わります。

これで一般会計歳入予算を終わります。

第2条、地方債に入ります。

補足の説明を求めます。

吉本総務課長。

○総務課長 予算書5ページをお開きください。第2表、地方債につきまして補足説明させていただきます。

この表につきましては、地方自治法第230条第1項の規定による地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法について定めるものでございます。過疎対策事業債の限度額は5億7,420万円、臨時財政対策債の限度額1億2,163万5,000円、合計6億9,583万5,000円としております。歳入予算41ページから42ページ、款20村債の説明欄をご参照願います。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 第2条、地方債の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで第2条、地方債を終わります。

一般会計予算について質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言漏れがあれば承りたいと思います。

発言に当たりましては、ページ、項目、事業等を明らかにしていただきます。

質疑の発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 歳出になりますけれども、87ページ、福祉の里総合センター費の中の給食関係の賃金についてです。一度私のほうで説明いただきましたけれども、栄養士が必要であるというようなことでございました。そしてまた、現栄養士の仕事が多忙化、こちらのほうにかかわれないということで設置しているということでございましたが、私の意図するところは、組みかえをすることによって97万8,000円の増となる賃金でございます。組みかえだけによる増なのかということがございます。それが1点目と、栄養士を必要とする根拠として、必要だというのは根拠ではなくて、何で必要かという、法令でも何でもいいです。その辺のところをお示し願います。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 福祉の里総合センター費の給食業務に関する栄養士の関係なのですがけれども、その前に現栄養士、管理栄養士の関係なのですがけれども、管理栄養士は現在健康増進法の第17条、市町村による生活習慣相談等の実施ということで、そちらのほうにかかわってまいります。それで、そちらの業務、その業務ですけれども、乳児健診での栄養相談、各種母子事業、各種問診票とか検診等の実績整理、随時の栄養相談、そのほか診療所から依頼の栄養相談、家庭訪問による栄養相談、あと特定健診、特定保健指導による栄養相談等業務にかなりの時間を割くということで、厨房にかかわり合うことができないということで、実は平成16年から厨房管理ということで厨房に栄養士をずっと設置しております。厨房に必要な理由としては、病院食、特に糖尿病ですとか、一人一人の体調に合わせたものについて献立を考えていただくということがなかなか調理員だけではできない。そのほか、栄養管理等のためにぜひともその者を置くという必要性を感じておりまして、置いている次第でございます。

以上でございます。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 現在の栄養士の位置づけとしては理解できますが、診療所の今言う配膳の関係のかかわり方、また日々の講演等も含めた栄養指導等々を私なりに考えたときとどうか、これは私は実態を調べていませんからわかりませんが、どう見ても200日程度あれば十分かなというふうに私は理解しているのですけれども、その辺、ちょっと細かいですが、具体的に日数、時間等わかりましたら、ここでお示してください。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 基本21日掛ける12カ月ですので、252日の勤務日という計算にはなります。そのうち、週のうち1日か2日は施設内管理の栄養相談等のものも行っていただきますが、ほぼ週のうち3日から4日に関しましては献立作成、食材の発注、食事箋の管理、これは先ほど言ったとおり病院食ですとかなんかのものなのですけれども、その管理、その検食と評価、食材の在庫管理、災害時の食料の備蓄管理、消耗品の管理をしております。それでかなりの時間は割かれるということで、実際に厨房にかかわる時間はそのようになっております。

以上です。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 細かい業務の中身は私もなかなか知るすべがないのですが、管理栄養士を置かなければならない、ここで言っている健康増進法でいいますとかなりの食数になるわけです。ですから、今言うのは単純に食数割り返したってそれほど忙しいのかなという単純な思いは実はございます。そこは忙しいということですので、必要であるということですから、よしとしても、賃金の体制を変えることによって90万何がしがふえるということについては、これは何らかの検証をされて、そして妥当という積算だと思うのですが、従前と何ら変わらなければ、これは想像で言うわけにいきませんので、要するに上がった理由です。組みかえたことにより上がるということについてももう少し詳しい説明をお願いいたします。

○議 長 答弁調整のため休憩を入れます。この際午前11時30分まで休憩といたします。

午前11時18分 休憩

午前11時29分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 申しわけございませんでした。

歳出の説明のときに97万6,000円と言ったのは、厨房全体での賄い業務員及び栄養士の両方の賃金合わせて97万6,000円と申し上げたわけで、その内訳で分けると、栄養士で16万8,000円、調理員で80万8,000円という形の値上がりの上げ幅となります。

以上です。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 歳出関係の全般で、先般もご質問させていただきましたけれども、明確な回答いただけないということで再度確認だけさせてください。

平成29年度事業における各種清掃業務並びに委託業務の関係で、それぞれの項目ごとに、課ごとに入札、見積もり合わせをした結果だというご説明をいただき、かつ人件費等の高

騰も踏まえた中の対応であるという説明をいただきましたけれども、それぞれの課の持ち方を見ますと、金額の大小は別にして最高でおおむね197%、97.何%の値上がり率から最低が3.何%の値上がり率という非常にでこぼこした形のものが見られます。それらの説明について、単なる人件費が高騰いたしましたからという説明では納得できない部分がありますので、本当にわかるような形でご説明いただきたいというふうに思っております。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 安村議員さんが言われるように、かなり例えば清掃業務だとか委託についても増減がそれぞれ違っております。その中身については、何年に1度かやる特別清掃だとか、隔年実施だとか、内容についてはそれぞれ各施設、その年度によってやる内容も変わってきております。それらも含めて、プラスアルファで人件費等の高騰を見込んだという内容でございます。

以上でございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 私の能力がないのか、ちょっと理解できない部分があるのですが、例えば清掃業務であれば、2年に1回だとか特掃が入るとか、本庁舎であれば毎年特掃も入れなければ、床の清掃なんかは毎年入れなければならないという理論武装はわかります。ただ、私が質問したいのは、何で課ごと、施設ごとに、これだけの施設多く持っている中でなぜこのような形の見積もり合わせというか、こんな差の出るような見積もり合わせしかできないのかという、その内容についてのご説明をまずいただきたいというふうに思っているのですけれども。

○議 長 吉本総務課長。

○総務課長 正直申し上げまして、今まで業者に我慢していただいた部分もあります。にっちもさっちもいなくなってしまうと上げてさせていただいたということもありますので、上げ幅が3%から九十何%まで、約倍という施設がございますけれども、そういうような内容で、正直申し上げて我慢にも限界あるということはあります。

以上でございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 ご説明いただければいただくほど迷路に入ってしまうのですけれども、我慢していただいたということの今の説明については理解できるものではありません。何年かに1度見積もり合わせ、入札行為をして委託しているというのだったらわかりますけれども、先般の回答は毎年見積もり合わせなりしているという回答をいただいている、ご説明をいただいている中で、我慢していただいたという部分の説明はちょっと私としては理解できないのですけれども、その点いかがでしょうか。

○議 長 ここで答弁調整のため暫時休憩をいたします。

午前11時35分 休憩

午前 11 時 45 分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉本総務課長。

○総務課長 先ほどちょっと失言しまして、我慢してもらっているという回答を取り下げさせていただきます。申しわけございません。

具体的に97%ということをおっしゃってございましたけれども、具体的な例としては生活支援ハウス、3年に1度の特別清掃等がございます。そして、周辺の清掃部分で若干、全部でもないのですが、上がっております。あと労務費の部分が共通して上がっております。

以上でございます。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 それでは、最終的にちょっと確認だけさせてください。村はいずれにしても、3年ごとであろうが1年ごとであろうが何であろうが、毎年であろうかという部分で清掃業務あるいは管理委託業務については見積もり合わせをしているという実態があるということ、これはそういう認識をされていてよろしいのですね、まず。

それで、単純に見積もり合わせをしたということではなくて、今説明できないということは基本的に村が考えている清掃業務及び管理委託について積算根拠がないということが今回のご説明の延滞というか、おくれにつながったと思いますので、その点はしっかり、業者の見積もりをいただいて、安いからその業者に決めたということではなく、村としての財政も含めてきちっとした根拠を持って、自賄いの予算措置の計画案を持って見積もり合わせをしていただきたいということで、まずはお願いしておきたいと思います。ぜひともやってください。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 各業者の皆さんに見積もりを出していただく上では、年間を通してどのような管理をお願いするかということが大事なというふうに思います。その積み上げについても、事業、人工数も含めて、それから単価、人件費の単価等についてもその根拠を示しながら業者のほうには対応したいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議 長 以上で一般会計予算の質疑を終了いたします。

ここで昼食のため午後 1 時30分まで休憩といたします。

午前 11 時 49 分 休憩

午後 1 時 28 分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平成29年度更別村国民健康保険特別会計予算の審議を行います。

事業勘定の歳出について補足の説明を求めます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、国民健康保険特別会計事業勘定予算の補足説明をさせていただきます

歳出から説明いたします。209ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の予算額は2,999万2,000円、前年度比較2,787万2,000円の増額となっております。説明欄(1)、総務一般事務経費、予算額271万7,000円、前年度比較59万7,000円の増額です。主なものは、節12役務費、郵便料、予算額21万8,000円、前年度比較20万8,000円の増額は、2年に1回の被保険者証の更新に係る郵便料によるものでございます。節13委託料、国保ライン等サポート料、予算額54万円、前年度比較32万4,000円の増額は、法改正及び説明欄(2)にあります国民健康保険制度関係準備事業で説明いたします国保標準システムとのマッチングに係る調整交付金申請システムの改修のため増額となるものでございます。続きまして、説明欄(2)、国民健康保険制度関係準備事業は新規の事業で、2,727万5,000円を計上しております。平成30年度からの国保の都道府県移管に伴い、業務の効率化、迅速化、費用の低減のために市町村事務処理標準システムの導入が厚生労働省より求められており、北海道では179市町村中109町村が導入するものです。そのための準備事業負担金で、北海道国民健康保険団体連合会に支払うものでございます。この財源として、国の特別調整交付金、国の補助金、道の特別調整交付金により2,353万6,000円が措置されております。

210ページをお開きください。項2徴税费、目1賦課徴収費、予算額33万6,000円、前年度比4,000円の減額であります。郵便料の減額が要因でございます。

項3運営協議会費、目1運営協議会費、予算額32万4,000円、前年度比較37万4,000円の減額です。隔年で実施しております委員の道内研修を平成29年は実施しない年であることが減額の要因でございます。

続きまして、212ページをお開きください。款2保険給付費は、予算額2億8,334万3,000円、前年度比較1,960万3,000円の増額です。過去の医療費の給付実績などを勘案して計上しております。

項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費、予算額2億3,849万6,000円、前年度比較1,144万1,000円の増額、目2退職被保険者等療養給付費、予算額473万4,000円、前年度比較147万6,000円の増額ですが、この療養給付費は入院、通院、歯科、調剤の給付に係るものでございます。

目3一般被保険者療養費、予算額236万3,000円、前年度比較49万8,000円の減額、目4退職被保険者等療養費、予算額3万9,000円、前年度比較9,000円の増額で、この療養費は主にはり、きゅう、あんま、柔道整復、補装具等の費用のほか、医療機関の窓口で保険証を

提示できなかった場合に国保の窓口で申請していただき、直接被保険者に給付する保険給付費となっております。

213ページをごらんください。項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費、予算額2,886万3,000円、前年度比較597万6,000円の増額です。

目2退職被保険者等高額療養費、予算額144万円、前年度比119万9,000円の増額となっております。

項3移送費、項4出産育児諸費、項5葬祭諸費につきましても、ここ3年の国保会計から支出された費用から推計し、前年度予算と同額を計上しております。

続きまして、215ページをごらんください。款3後期高齢者支援金等は、平成20年度にスタートいたしました後期高齢者医療制度に係る科目です。各保険者から財政支援を行っていくものですが、国保では国保税の後期高齢者支援金分として徴収したものに国からの療養給付費負担金の後期高齢者支援金分を加えた額を社会保険診療報酬支払基金に支援金として納付するものです。支払基金からは、北海道後期高齢者医療広域連合に実績に応じて交付される仕組みとなっております。

項1後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金、予算額7,007万1,000円、前年度比較85万9,000円の増額で、加入者1人当たりの見込み額5万8,324円に平成29年度保険加入者見込み数1,337人を乗じた額から前々年度精算額と調整額778万8,000円を差し引いた額を予算計上しております。

216ページをお開きください。款4前期高齢者納付金等も同様に平成20年度からスタートした科目です。65歳以上75歳未満の前期高齢者の医療費に係る財政調整のための科目です。各保険者間の偏りによる負担不均衡を調整するもので、目1前期高齢者納付金329万2,000円を計上しており、前年度と比較して21万9,000円増額しております。

217ページをごらんください。款5老人保健拠出金は、事務費拠出金のみとなり、過年度の請求遅延分の老人保健医療費拠出金は後期高齢者医療広域連合に引き継がれることとなり、予算計上で事務費拠出金の3,000円のみ計上しております。

続きまして、218ページをお開きください。款6介護納付金につきましては、予算額3,188万8,000円、前年度比較443万3,000円の減額です。介護2号被保険者1人当たりの見込み額6万7,200円に平成29年度保険加入の2号被保険者の見込み数510人を乗じた額から前々年度の精算額238万4,000円を差し引いた額を計上しております。

219ページをごらんください。款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金、目1高額医療費共同事業拠出金、予算額1,604万4,000円、前年度比較135万5,000円の減額です。これは、小規模国保保険者の運営基盤の安定化を図るため、道内の市町村国保から拠出金2分の1、国4分の1、道4分の1の負担金を財源に、80万円を超える高額な医療費については北海道単位、特に高額な医療費については全国単位で費用負担の調整を図るものです。

目2保険財政共同安定化事業拠出金、予算額1億4,647万2,000円、前年度比較で638万2,000円の減額であります。保険財政共同安定化事業は、市町村国保からの拠出金により都

道府県単位で費用負担の調整を図り、市町村国保の財政安定化を図るものです。平成26年までは30万を超え80万円までの医療費を対象としておりましたが、平成27年度からは1円から80万円までの全ての医療費を対象として実施されることになり、以前に比べて拠出金額が大幅に伸びております。

220ページをお開きください。款8保健事業費、項1特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費、予算額375万1,000円、前年度比較1,000円の減額でございます。

項2保健事業費、目1保健衛生普及費、予算額51万3,000円、前年度比較4万5,000円の増額です。年4回の医療費通知、保健師の研修などの経費であり、昨年度2回実施したジェネリック医薬品の差額通知を今年度は年3回としたことにより、郵便料が増加したこととふえております。

目2疾病予防費、予算額39万3,000円で、前年度同額です。前期高齢者、65歳以上74歳までの者のインフルエンザ及び肺炎球菌予防接種の負担金でございます。

222ページをお開きください。款9基金積立金、基金の利子を積み立てるもので、予算額1,000円、前年度比較1万円の減額で、定期預金利率の低下によるものが主な原因です。

223ページをごらんください。款10諸支出金、予算額3,024万3,000円、前年度と比較して160万4,000円の増額となっております。この主な要因は、項2繰出金、224ページをお開きください。目1直営診療施設勘定繰出金、節28繰出金で診療施設勘定に僻地診療分として繰り出すもので、年間入院日数の見込みが増加したためふえたものです。

225ページをごらんください。款11予備費につきましては、予算額831万4,000円、前年度比較50万7,000円の増額となっております。

以上、歳出の補足説明とさせていただきます。

○議 長 事業勘定歳出の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

1番、安村さん。

○1番安村議員 224ページの直営診療関係の繰出金の僻地診療所分ということで、今ご説明いただきました年内の入院者数の増を見込んでいるという説明でございますけれども、全体的に見た中の予算措置の中で入院患者の病床数、私の勘違いなのかもしれませんが、更別村の診療所という形になれば、今入院病床があるのですけれども、満度に入院されていないということを考えると、この説明の中ではちょっと理解できない部分があるので、もうちょっと詳細についての説明いただければと思います。

○議 長 佐藤診療所事務長。

○診療所事務長 ただいまのお話なのですが、入院に関しましては全体の予算としては減少ということで、実数もここ数年では減少傾向ということで、議員ご指摘のとおりでございます。ただ、直営診療所の僻地診療所分の調整交付金というものののですけれども、その算定につきましては基本分と加算分というふうにあります。加算分につきましては入院患者数の日数の増減によりましてふえるものとなっております。この交付金の金

額が大きく変わったのが平成27年度末となっておりまして、その時点で算定した分、それから平成28年度から当初予算で組んでおりますけれども、28年度当初予算につきましては27年度の実績に基づいて算定してきております。27年度から28年度の対比の中では若干ふえてきているというところで、今回前年対比増となったことでございます。

以上です。

○議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで事業勘定の歳出を終わります。

次に、事業勘定の歳入について補足の説明を求めます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 国保会計の歳入について補足説明させていただきます。

198ページをお開きください。款1 国民健康保険税、項1 国民健康保険税、予算額1億7,353万4,000円、前年度比較528万5,000円、2.95%の減額となっております。

内訳は、目1 一般被保険者国民健康保険税、予算額1億7,280万4,000円、前年度比較475万4,000円の減額で、農業所得の減少があると考えられるため、減額して計上しております。

目2 退職被保険者等国民健康保険税におきましては、予算編成の時点での想定額に基づき算出した結果、予算額が72万7,000円、前年度比較53万1,000円の減額となっています。退職者医療は制度の改正があり、平成27年度以降新たな被保険者が発生しないこと及び65歳以上になると一般国保に移動するため、被保険者が減少していくことによるものでございます。

続きまして、200ページをごらんください。款2 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 療養給付費等負担金は、予算額1億1,549万5,000円、前年度比較242万円の増額でございます。療養給付費の増加によるものです。

目2 高額医療費共同事業負担金は、予算額401万円、前年度比較33万9,000円の減額でございます。これは、歳出の款7 共同事業拠出金、項1 共同事業拠出金、目1 高額医療共同事業拠出金の減額によるものでございます。

項2 国庫補助金、目1 財政調整交付金、予算額3,476万2,000円、前年度比較649万2,000円の増額です。説明欄の特別調整交付金において、先ほど説明しました僻地診療所分の年間入院日数の見込みが増加したことにより160万4,000円の増額、国保広域化に伴う市町村事務処理標準システムの導入に伴い、調整交付金で手当てされる分が488万7,000円、これの増額が主な要因でございます。

目2 国民健康保険制度関係準備事業補助金は、新規の科目でございます。1,376万2,000円を計上しております。先ほど財政調整交付金の中で説明したとおり、国保広域化に伴う市町村事務処理標準システムの導入に対する補助金です。

201ページをお開きください。款3 療養給付費等交付金、項1 療養給付費等交付金、目1 療養給付費等交付金は、予算額608万3,000円、前年度比較250万3,000円の増額です。歳出

の退職被保険者の保険給付の現年度分予算額に後期高齢者支援分を加え、退職被保険者保険税の現年分を差し引いた額を計上しておりますが、3年平均の医療費が増加したことにより増加しております。

202ページをごらんください。款4前期高齢者交付金、項1前期高齢者交付金、目1前期高齢者交付金ですが、年代による保険者間の隔たりの不均衡調整のためのものですが、実績通知や国の計算率によって算出された予算額を計上しております。計算方法が定められており、前々年度の医療費等を基礎に、予想伸び率により得られる数値で概算交付され、2年後に精算する仕組みとなっております。平成28年度は、見込みで受けていた26年度交付額において精算額2,913万8,000円が発生し、28年度の概算交付額2,609万3,000円を上回ったため、不交付となり、予算計上していませんでしたが、本年度は29年度の概算交付額が28年度の精算交付額を上回ったため、248万9,000円を計上しております。

203ページをお開きください。款5道支出金、目1高額医療費共同事業負担金は、予算額401万円で、前年度比較33万9,000円の減額です。これは、歳出の款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金、目1高額医療費共同事業拠出金の減額によるものです。

項2道補助金、目1道財政調整交付金、予算額3,309万8,000円、前年度比557万6,000円の増額です。説明欄の普通調整交付金、予算額2,784万5,000円は、前年度比較68万9,000円の増額で、道内保険者間の不均衡是正のための交付金です。医療水準及び所得水準の実績に基づき交付される仕組みです。特別調整交付金は525万3,000円、前年度比較で488万7,000円の増額です。国保広域化に伴う市町村事務処理標準システムの導入に伴う交付金の増額となっております。

204ページをごらんください。款6共同事業交付金、項1共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金は、予算額802万4,000円、前年度比較67万7,000円の減額で、これはレセプト1件当たり80万円を超える医療費の100分の59が交付されるものでございます。

目2保険財政共同安定化事業交付金は、予算額1億4,647万2,000円、前年度比較638万2,000円の減額で、歳出の款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金、目2保険財政共同安定化事業拠出金は、レセプトで80万円までの医療費の保険者負担分から前期高齢者に係る保険者負担分や前期高齢者に係る交付金等を控除した額の100分の59が交付されるというものでございます。

続きまして、205ページをお開きください。款7財産収入です。1,000円を計上させていただいております。

206ページをごらんください。款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、予算額4,849万9,000円、前年度比較262万1,000円の増額です。主なものは、節1保険基盤安定繰入金の説明欄、保険基盤安定繰入金保険税軽減分は国保税の2割、5割、7割の軽減分に対応するもので、一般会計で補助を受ける道負担金の4分の3と村の4分の1とを合算した額821万5,000円を計上し、前年度比較94万4,000円の増額となっております。続きまして、保険基盤安定繰入金保険者支援分は、保険者への支援でありまして、一般会計で補

助を受ける国の2分の1と道の4分の1、それと村が4分の1を負担することとなっており、これを合算した額623万5,000円を計上しております。前年比較93万1,000円増額しております。節2出産育児一時金等繰入金は、推計15名分の3分の2相当、420万円を計上しております。節3財政安定化支援事業繰入金は、前年度に普通交付税で措置された額を推計し、3万4,000円計上しております。前年度と同額でございます。節4その他一般会計繰入金、説明欄の事務費対象分は、歳出の総務費分377万1,000円を計上しております。前年度比較21万3,000円増額しております。福祉医療無料化波及分は312万5,000円を計上しており、前年度と比較して1万9,000円増額しておりますが、これは一般会計で支出するひとり親家庭医療費の増加によるものでございます。特定健康診査等事業分は、村の負担分123万7,000円を計上しております。財源補填分、予算額2,168万2,000円、前年度と比較して48万1,000円の増額であります。これは、いわゆる赤字補填ではなく、国の負担率減6%分ありますが、これが国からの負担率が40%から34%になったことで道から支援を受けていましたが、その制度がなくなったことにより、村単独で繰り入れるものとなっております。

項2基金繰入金、目1基金繰入金、予算額3,249万円、前年度比較1,531万円の増額で、保険給付費の不足分を計上いたしました。

207ページをごらんください。款9繰越金、特に説明はございません。

208ページをごらんください。款10諸収入、項2雑入、目1雑入、節1雑入、説明欄、特定健康診査受診料、予算額50万4,000円、前年同額です。

以上で国保会計事業勘定歳入の補足説明を終わります。

○議長 事業勘定歳入の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 これで事業勘定歳入の質疑を終わります。

次に、診療施設勘定の歳出について補足の説明を求めます。

佐藤診療所事務長。

○診療所事務長 それでは、診療施設勘定の歳入歳出予算についての補足説明を申し上げます。

歳出からご説明申し上げます。予算書の237ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費は、予算額2億4,220万円で、前年度比較647万8,000円の増です。

目1一般管理費は、予算額2億4,192万1,000円、前年度比較633万円の増です。説明欄(1)、診療施設維持管理経費は1,450万3,000円で、前年度比較70万9,000円の増です。主なものとしましては、節11需用費において重油単価の上昇により燃料費が前年度比較94万7,000円の増となっております。また、節13委託料において清掃業務委託料が労務単価及び経費率の上昇によりまして、日常清掃及び特別清掃合わせて52万2,000円の増でございます。238ページをお開きください。節18備品購入費22万5,000円は、施設管理用備品で、老朽化に伴う更新として入院患者用の冷蔵庫を1台、新規の購入分として災害等の発生に伴い停電が発生

した場合の病棟の暖房対策として小型石油ファンヒーター３台、また患者配布用のパンフレットケースを１台、それぞれ計上しています。説明欄（３）、総務管理経費は、職員１１人分の人件費であり、９,５１０万１,０００円、前年度比較１２８万４,０００円の増です。なお、詳細につきましては、２４７ページから２５２ページの給与費明細書のお目通しをお願いいたします。

２３９ページに移りまして、説明欄（４）、総務一般事務経費は１億２,０８３万８,０００円で、前年度比較４２７万４,０００円の増です。主なものとしましては、節７賃金において看護補助員賃金で、先日も説明ありましたが、村定数外職員要綱の改定に伴う賃金月額改定等によりまして７８万７,０００円の増としています。なお、看護補助員につきましては、先日の補正予算において１名退職によりまして減額という提案をしております。欠員分についてはこのほど採用者が決定しておりまして、４月からは定員の７名体制に戻ることにとなっております。節１３委託料は、その他業務委託料の医療業務委託料が８,８６８万３,０００円で、前年度比較２４４万７,０００円の増でございます。医療法人北海道家庭医療学センターからの医師４名、作業療法士１名の派遣を受ける経費と医師確保、医師及び研修医育成協力費を含むものでございます。増額の主な要因は、医師及び作業療法士の給与額を含む人件費の増となっております。なお、平成２９年度の医師体制につきましては、常勤医師４名のうち、異動によりまして副所長と専攻医、後期研修医になりますけれども、２名が交代となります。節１４使用料及び賃借料は、使用料におきまして予算額３３５万６,０００円、５９万８,０００円の増です。複写機使用料で、機種入れかえを予定しておりまして毎月の使用料分で１１万円の増、また医療業務用システム使用料で電子カルテシステムが導入から５年間経過することに伴いまして、１１月分より金額が改定となることから、４８万８,０００円の増となっております。２４０ページをお開きください。節１９負担金補助及び交付金は、下のほうの行ですが、研修会等負担金で予算額４８万円、４３万円の増です。これは、管理医師の５年に１度の産業医資格更新に係る受講負担金及び診療報酬上の地域包括診療料というものがありますけれども、算定資格取得に係ります医師４名の受講負担金を新たに計上したことによるものでございます。説明欄（５）、準職員賃金等は、医療事務職員２名分の賃金等に係る経費であり、前年度比較２万５,０００円の増です。

目２車両管理費、予算額２７万９,０００円で、前年度比較１４万８,０００円の増です。公用車の車検経費分が増額となっております。

２４２ページをお開きください。款２医業費、項１医業費につきましては、予算額２,７１２万円で、前年度比較１９４万９,０００円の減です。

目１医療用消耗器材費は、予算額５３７万円で、前年度と同額です。内訳につきましては、注射器、グローブ、マスクなどの消耗資材経費と主に入院患者さんに使用する酸素の購入費でございます。

目２医薬品衛生材料費は、予算額１,１５２万２,０００円で、前年度比較１５７万８,０００円の減です。内訳につきましては、休日及び時間外診察の患者処方用及び入院患者用の内服、外用薬、注射薬で９１５万６,０００円、予防接種のワクチンとして２３６万６,０００円を見込んでいます。前年

はインフルエンザワクチンの単価上昇分と数量の増を見込んでおりましたが、実績の中で薬剤を含めまして執行残が出まして、3月補正により減額をしたところでございますので、157万8,000円の減としております。

目3医療管理費は、予算額931万2,000円で、前年度比較37万7,000円の増です。説明欄(1)、医療管理事業経費は、予算額674万2,000円、前年度比較35万5,000円の減です。主なものとしましては、節13委託料の保守、管理、点検委託料、エックス線装置保守点検委託料におきまして業務内容の見直しにより52万9,000円の減となっています。243ページに移りまして、説明欄(2)、医療機器借り上げ経費は257万円で、前年度比較73万2,000円の増でございます。主に在宅で酸素供給装置や睡眠時無呼吸症候群の治療器を必要とする方に対応するためのもので、利用される患者さんの増加によるものでございます。

目4寝具費は、入院患者の寝具、病衣の借り上げに係る経費であり、予算額55万2,000円、前年度比較7万9,000円の減です。

目5医療用機械器具費、予算額36万4,000円で、前年度比較66万9,000円の減でございます。内訳としましては、新規購入分で入院患者用としまして患者医療用のマット1枚に10万7,000円、患者離床センサーマットに5万7,000円を計上しています。また、老朽化に伴う更新分として、点滴に使用する自動輸液ポンプ1台に13万円、電子カルテ用プリンター1台に7万円を計上するものでございます。

項2給食費、目1給食費、予算額390万6,000円で、前年度比較54万6,000円の減、入院患者の給食に係る経費でございます。

245ページをお開きください。款3公債費、項1公債費、予算額は2,836万3,000円で、前年度比較3,690万8,000円の減です。

目1元金、説明欄(1)、長期債償還元金は2,772万7,000円、前年度比較3,645万3,000円の減です。平成16年度の移転改築時に要しました工事費に係る起債、過疎対策事業債並びに一般公共事業債につきまして平成28年度で償還が終了したため、大幅な減額となっています。現在は、平成19年度以降に購入した医療機器備品並びにソフト分ということで、医療業務委託料に係る起債元金の返済でございます。

目2利子、説明欄(1)、長期債償還利子、予算額63万6,000円で、前年度比較45万5,000円の減です。

なお、詳細につきましては、253ページに地方債の現在高の見込みに関する調書がございますので、お目通しをお願いいたします。

246ページをお開きください。款4予備費につきましては、予算額10万円で前年度と同額です。

以上で歳出の説明を終わります。

○議 長 診療施設勘定歳出の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議長 これでは診療施設勘定の歳出を終わります。

次に、診療施設勘定歳入についての補足の説明を求めます。

佐藤診療所事務長。

○診療所事務長 では、続きまして歳入の補足説明に移らせていただきます。

229ページをお開きください。款1診療収入は、1億6,196万円で、前年度比較284万8,000円の増です。

項1入院収入は、予算額3,313万6,000円で、前年度比較438万8,000円の減です。減少傾向となっております近年の実績を踏まえた予算計上としています。なお、最近の入院の状況ですが、コムの里やグループホームなど施設の入所者の方や訪問診療の患者さんで入院が必要となった方、あるいはほかの病院から転院されて治療される方などが多くなっております。現在8名となっております。

なお、目4一部負担金収入におきましては、8万3,000円の増額となっております。これにつきましては、患者自己負担分のうち入院時の食事療養費が昨年の診療報酬改定によりましてこれまでの1食当たり260円から360円に改定されたことによるものでございます。

次に、項2外来収入、予算額1億1,072万6,000円で、前年度比較715万2,000円の増です。患者数、受診日数、1日当たりの単価ということで、それぞれの過去の実績を参考に予算を計上しています。国保と社会保険加入者においては大きな変動はないところですが、目3後期高齢者診療報酬収入におきまして483万4,000円の増額としています。補正予算でも説明しておりますけれども、在宅による訪問診療患者の増、また複数の疾患を抱える方に包括的に診療と指導を行います地域包括診療料について算定する患者さんの定着に伴う歳入の増を見込んでおります。

230ページをお開きください。項3その他の診療収入、目1諸検査等収入は、予算額1,809万8,000円で、前年度比較8万4,000円の増です。説明欄の各種診断料については、大樹町、中札内村の乳幼児健診業務、コムの里さらべつの嘱託医業務及び中札内村の障害者支援施設の健康管理業務の各業務の受託金額を新年度から改定したことなどによりまして45万9,000円増額しています。同じく説明欄の各種予防接種診断料は1,078万7,000円で、前年度比較4万1,000円の増です。村受託事業であります定期及び任意の予防接種並びにインフルエンザ予防接種に係る接種料がこちらに含まれております。同じく説明欄、住民検診料につきましては、75歳以上の方を対象とする高齢者健診の実施に係る診断料で116万2,000円、前年度比較41万6,000円の減でございます。任意で行っている大腸がん検診の実施希望者の減によるものでございます。

231ページに移ります。款2使用料及び手数料、予算額152万6,000円で、前年度比較1万2,000円の増です。

項1使用料、目1使用料、内訳は入院患者の電気器具使用料、往診や訪問診療に係る自動車使用料、診療所内の自動販売機の設置に係る建物使用料でございます。

項2手数料、目1手数料は、重度、ひとり親医療、乳幼児及び児童医療等の医療給付事

務に係る取り扱い手数料。

目2文書料は、各種診断書、証明書料と介護保険の認定に係る主治医意見書料等を計上しております。

232ページをお開きください。款3財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入は、医師住宅2棟の建物貸付収入であり、前年度と同額でございます。

233ページに移ります。款4繰入金は、1億3,651万3,000円で、前年度比較1,560万9,000円の減です。

項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、1億683万6,000円、前年度比較1,721万3,000円の減です。なお、説明欄につきまして今年度より公債費分、一般病床分、救急病床分、運営補てん分ということで内訳を4つに区分しております。診療所の運営に関しましては、従来から国からの特別交付税措置がされておりますが、昨年から算出根拠を明確にするよう指導されておまして、一般病床分については2,841万8,000円、こちらは国の基準によりまして暫定的に算定しております。救急病床分として2,435万6,000円、これにつきましては救急告示医療機関として配置しておりますベッド2床分につきまして医師や看護師の人員費、その他関連する経費を独自に積算したところでございます。さらに不足する分ということで、運営補てん分として2,569万9,000円を計上したところでございます。

項2事業勘定繰入金、目1事業勘定繰入金は、2,967万7,000円、前年度比較160万4,000円の増です。こちらは、先ほどご質問ありましたけれども、診療所に対する運営費補助として国から交付される特別調整交付金の繰入金ですが、算定につきましては先ほども申し上げましたが、基本額と加算額からの構成ということで、加算額において入院日数の増加に伴い増加を見込んだことによるものでございます。

234ページをお開きください。款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、前年度と同額の10万円を見込んでございます。

235ページに移ります。款6諸収入、項1雑入、目1雑入は、予算額110万3,000円で、前年度比較17万6,000円の減です。主に自費衛生材料等収入の減でございます。

236ページをお開きください。村債につきましては、昨年度まで医師確保に係る医療業務委託料分に対して過疎対策事業債ソフト分ということで活用しまして借り入れしておりましたが、先ほど説明しました特別交付税の算定基礎の中で医師の人員費相当が含まれております。過疎対策事業債と二重の計上というのはできませんので、本年度からは借り入れはなく、2,000万円の減額となっております。

以上で診療施設勘定歳入の補足説明とさせていただきます。

○議長 診療施設勘定歳入の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 229ページの外来収入の関係ですけれども、日平均ですけれども、外来者人数何名でしょうか。

○議 長 佐藤診療所事務長。

○診療所事務長 外来の患者数ということでよろしいかと思いますが、平成28年度につきましては1月末時点で1日当たり71.9人、平成27年度につきましては70.2人ということで、1月末時点ではありますが、2.7%の増となっております。

以上です。

○議 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで診療施設勘定の歳入を終わります。

以上で国民健康保険特別会計予算の質疑を終了いたします。

次に、平成29年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算の質疑を行います。

歳入歳出一括をして補足の説明を求めます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、平成29年度更別村後期高齢者医療事業特別会計の補足説明をいたします。

最初に歳出の説明をいたします。262ページをお開きください。款1総務費、予算額67万4,000円、前年度比較2万3,000円の増額です。

項1総務管理費、目1一般管理費、予算額43万4,000円、前年度比較1,000円の減額でございます。

項2徴収費、目1賦課徴収費、予算額24万円、前年比較2万4,000円の増額です。

263ページをお開きください。目2滞納処分費は、前年度と同額1万4,000円を計上しております。

264ページをごらんください。款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金、予算額5,317万7,000円、前年度比較36万6,000円の減額です。これは、保険料収入額4,182万3,000円に保険基盤安定繰入金等の937万3,000円及び共通事務費198万1,000円を加え、連合会に納付するものでございます。

265ページをお開きください。款3諸支出金につきましては、保険料過誤納還付金、同じく還付加算金を前年度と同額計上しております。

266ページ、予備費につきましては、予算額50万円ということで、前年度比較50万円減額して計上しております。

続きまして、歳入の説明に移ります。258ページをお開きください。款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、予算額4,182万3,000円で、前年度比較71万3,000円、1.68%の減となっています。後期高齢者保険料につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合より保険料が提示され、これに基づき予算計上されることから、同連合からの想定金額での予算額となっております。なお、最近被保険者の年金から引き落とされる特別徴収から自分で納める普通徴収に切りかえる希望者がふえてきたため、実情に合わせて、目1特別徴収保険料と目2普通徴収保険料の徴収割合を変更し、予算計上を行っております。

保険料は、2年前に見直され、平成28年度に見直しが行われ、均等割4万9,809円、所得割10.51%となっております。

259ページをお開きください。款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、予算額1,252万4,000円、前年度比較13万円の減額でございます。節1保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減分を補填するものです。道から対象額の4分の3、702万6,000円、村から残りの4分の1、234万3,000円を合計した936万9,000円で予算計上しております。節2その他一般会計繰入金は、本会計の事務費及び後期高齢者医療広域連合の共通事務費、予備費を含めた315万5,000円を計上しております。

260ページの款3繰越金、261ページ、款4諸収入につきましては、前年度と同額でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で後期高齢者医療事業特別会計の補足説明を終わります。

○議長 後期高齢者医療事業特別会計予算の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 これで後期高齢者医療事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

次に、平成29年度更別村介護保険事業特別会計予算の質疑を行います。

事業勘定の歳入歳出及びサービス事業勘定の歳入歳出一括をして補足の説明を求めます。
安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、平成29年度更別村介護保険事業会計の補足説明をいたします。

改めて介護保険の仕組みを申し上げますが、介護サービス、保険給付費なのですけれども、に係る費用は、利用者が介護サービスを利用するときに支払う利用料を除いた費用を公費50%と保険料で賄うことが基本とされております。公費の負担分は、施設サービスに係る費用では国と道の負担割合が異なりますが、原則国が25%、道と村の負担が12.5%の割合で負担します。国の25%の負担のうち、5%は調整交付金で交付されます。保険料負担分は、65歳以上の1号被保険者と40歳以上65歳未満の2号被保険者が負担していく仕組みで、負担割合は平成24年度から26年度までは1号被保険者21%、2号被保険者29%でしたが、平成27年度から29年度までは1号被保険者22%、2号被保険者28%と変更され、徴収されます。

それでは、介護保険事業会計の補足説明をいたします。事業勘定の歳出から説明いたします。282ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、予算額61万3,000円、前年度比21万円の増額となっております。主なものは、説明欄(1)、総務一般事務経費において節12役務費、郵便料で第7期介護保険計画策定に必要な介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を行うため、郵便料19万1,000円を増額計上したためです。

項2徴収費、目1賦課徴収費は、前年度と同額の12万9,000円を計上しております。

283ページをお開きください。項3介護認定審査会費、目1認定調査費は、予算額104万3,000円、前年度比35万9,000円の増額です。主なものは、節12役務費、主治医意見書取り

扱い手数料、予算額74万円は、前年度と比較し29万7,000円の増加で、更新分の件数が増加すると見込まれることによるものでございます。節13委託料、訪問調査委託料、予算額27万3,000円、前年度比較6万2,000円の増額でございます。在宅調査の件数が月平均2.5件から4件にふえるという予想により予算計上しております。

目2認定審査会共同設置負担金、予算額336万7,000円、前年度比較50万6,000円の増額で、共同で設置しております認定審査会の職員の異動に伴う負担金総額の増加によるものでございます。

284ページをごらんください。保険給付費は、予算額2億9,135万8,000円、前年度比較866万円を減額しております。給付の実績、要支援及び要介護認定者数の状況などを勘案し、予算計上しておりますが、平成29年度より予防給付で実施していた介護予防訪問介護、介護予防通所介護の各事業が款3地域支援事業費に移動したことが減額の主な要因でございます。

項1介護サービス等諸費、目1介護サービス等諸費は、要介護1以上の方のサービス給付費で、予算額2億4,983万4,000円、前年度比較212万6,000円の減額でございます。増減の主なものは、説明欄(1)、介護サービス等諸費、節19負担金補助及び交付金、法定居宅サービス給付費が予算額1,648万8,000円、前年度比較151万6,000円の増額、居宅介護支援給付費、予算額421万2,000円、前年度比較46万8,000円の減額、地域密着型居宅介護サービス給付費、予算額1億46万4,000円、前年度比較317万4,000円の減額で、いずれも給付実績に合わせて予算計上しているものでございます。

項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス等諸費は、要支援1及び要支援2の方のサービス給付費で、予算額1,307万8,000円、前年度比較679万8,000円の減額です。主なものは、説明欄(1)、介護予防サービス等事業、節19負担金補助及び交付金、居宅介護予防サービス給付費、予算額466万2,000円、前年度比較595万8,000円の減額で、この中の介護予防訪問介護と介護予防通所介護、通所デイサービスと言っていますが、制度の改正により款3地域支援事業に移ったことによる減額でございます。地域密着型居宅介護予防サービス給付費は、予算額606万円、前年度比較84万円の減額となっています。利用者の減少によるものでございます。

項3高額介護サービス費、285ページをお開きください。目1高額介護サービス費、予算額580万6,000円、前年比較26万4,000円の増額であります。介護認定者数の増加により、給付人数の増加を見込んでおります。

項4高額医療合算介護サービス費、目1高額医療合算介護サービス費は、予算額80万円で前年度と同額です。

項5特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者介護サービス等費は、低所得者の居室料と食事代に係る負担を低減する補足給付で、予算額2,184万円と前年度と同額計上しております。

続きまして、286ページをごらんください。款3地域支援事業費、項1介護予防・日常生

活支援総合事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費は、予算額927万9,000円で、全額新規に計上したものでございます。この事業は、先ほども説明したとおり、昨年までは款2保険給付費の項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス等諸費の中の居宅介護予防サービス給付費に含まれていた介護予防訪問介護と介護予防通所介護の部分が制度改正によりこの目の介護予防・生活支援サービス事業で行うもので、706万2,000円を計上しております。また、何らかの支援を必要とする方が相談に来たときに、基本チェックリストで事業対象者の基準に該当し、一般介護予防事業を利用する者に対し、初回にケアプランの作成が求められておりますので、それを支援するため介護予防ケアマネジメント事業費215万4,000円を計上しております。

目2一般介護予防事業費、予算額349万円で、全額新規計上しております。これは、昨年までの介護予防一次事業、同じく介護予防二次事業が新たな総合事業の中の一般介護予防事業となったもので、介護予防教室、認知症予防、いきいき健康クラブ等の事業を行います。

287ページをお開きください。項2包括的支援事業・任意事業費、予算額2,963万8,000円で、前年度比較767万9,000円の増額です。

目1総合相談事業費は、相談支援事業の事務費であり、新規に計上しているものでございます。

目2包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費1,814万9,000円は、包括支援センター職員の人件費で、昨年は目1包括的支援事業費で計上していたものです。説明欄(1)、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業は、社会福祉協議会から派遣を受けている社会福祉士の人件費相当分を負担金として支出するものです。説明欄(2)、準職員賃金等は、地域包括支援センターに介護福祉士を配置するための準職員の賃金でございます。288ページをごらんください。説明欄(3)、職員人件費は、地域包括支援センターの保健師の賃金です。

続きまして、目3任意事業費、予算額471万2,000円、前年度比較12万9,000円の増額です。昨年までの地域生活自立支援事業、その他任意事業の2つを説明欄(2)、任意事業と一つにまとめ、計上しているところでございます。

289ページをお開きください。目4在宅医療・介護連携推進事業費、予算額69万5,000円で、新規に計上しているものでございます。医療、介護の連携推進に伴う研修費や情報共有ツールの使用料、タブレットの購入費を計上しております。

目5生活支援体制整備事業費、予算額488万4,000円は、昨年度の目1包括的支援事業で計上していた生活支援体制整備事業を目としたもので、昨年度と同額計上しております。この事業は、支えられる側も支える側になり得る。住民の支え合いの仕組みづくりのため、地域のニーズの把握、担い手の育成等をコーディネートする生活支援コーディネーターを配置する事業となっております。

目6認知症総合支援事業費、予算額112万3,000円も昨年度目1包括的支援事業で予算計

上していたもので、認知症について気軽に話し合う場の開設に係る経費、認知症講演会開催経費、認知症ケアパスの作成経費を計上しており、前年比較89万7,000円増額しております。

290ページの包括的支援事業費は、先ほど説明したとおり目2 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、目5 生活支援体制整備事業費、目6 認知症総合支援事業費に移動したことにより、廃目となったものでございます。介護予防事業も介護予防サービス等諸費、一般介護予防事業費に移動したため、廃止となりました。

291ページ、款4 基金積立金、292ページ、款5 諸支出金、293ページ、款6 予備費については、ほぼ前年同様の予算計上でございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入の説明をいたします。273ページをお開きください。款1 介護保険料、項1 介護保険料、目1 第1号被保険者保険料、予算額5,133万8,000円で、前年度比較56万7,000円の減額となっております。節1 現年度分は、一昨年度の介護保険条例の改正により、平成27年度から基準保険料月額が200円増額した4,500円で算定した額を予算額としております。

274ページをお開きください。款2 使用料及び手数料、予算額9万円、前年度比較5万8,000円の減額です。これは、シルバーハウジング生活援助員の派遣手数料でございます。

続きまして、275ページをごらんください。款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金は、予算額5,612万2,000円で、前年度と比較し173万2,000円の減額です。

同じく項2 国庫補助金、目1 調整交付金は、予算額1,456万7,000円、前年度と比較して43万4,000円の減額で、両科目とも歳出の保険給付費の減少によるものでございます。

目2 地域支援事業交付金(介護予防事業)は、予算額1,000円、前年度と比較して46万2,000円の減額です。

目3 地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)は、予算額1,000円、前年度比較550万5,000円の減額です。両目とも事業の仕組みが変わり、過年度の精算交付に対する科目として計上しているものでございます。

目4 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)は新規の目で、306万3,000円を計上しております。歳出の款3 地域支援事業、項1 介護予防・日常生活支援総合事業に交付されるものでございます。

目5 地域支援事業交付金(その他事業)も新規の科目で、1,118万4,000円を計上しております。歳出の款3 地域支援事業、項2 包括的支援事業・任意事業に交付されるものでございます。いずれも総合事業の開始により新設したものでございます。

276ページをお開きください。款4 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金は、予算額8,158万2,000円、前年度比較242万4,000円の減額です。保険給付費、予防給付費が減少したため、交付額も減少しました。

目2 地域支援事業交付金は、予算額343万1,000円、前年度比較291万3,000円の増額です。歳出の款3 地域支援事業費に交付されるものでございます。

277ページをごらんください。款5道支出金、項1道負担金、目1介護給付費負担金は、予算額3,857万3,000円、前年度比較108万2,000円の減額で、保険給付費の減少によるものです。

項2道補助金、目1地域支援事業交付金（介護予防事業）は、予算額1,000円、前年度比較23万円の減額。

同じく目2地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は、予算額1,000円、前年度と比較して275万円の減額で、国庫支出金でも説明したとおり、過年度精算交付費等の科目を存置したものでございます。

目3地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は新規の科目で、153万1,000円計上しております。国庫支出金と同じように、歳出の款3地域支援事業、項1介護予防・日常生活支援総合事業に交付されるものでございます。

目4地域支援事業交付金（その他事業）も新規科目で、559万円を計上しております。歳出の款3地域支援事業、項2包括的支援事業・任意事業に交付されるものです。

278ページをお開きください。款6財産収入は、介護保険事業基金の積立金の利子となっております。利率の低下により7,000円減額されています。

279ページをごらんください。款7繰入金、項1一般会計繰入金、予算額は4,995万4,000円、前年比較269万2,000円の減額です。

目1介護給付費繰入金は、予算額3,642万円で、前年比較108万3,000円の減額です。介護給付費が減少したことにより減少するものでございます。

目2地域支援事業費繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、予算額153万1,000円、前年度の地域支援事業繰入金（介護予防事業）と比較し130万1,000円の増額です。

目3地域支援事業繰入金（その他事業）、予算額559万円、前年度の地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）と比較し284万円の増額。

目5その他一般会計繰入金は、予算額602万6,000円で、前年度比較575万円の減額、新たな総合事業の開始により、国、道支出金、支払基金交付金、地域支援事業繰入金が増加したため、節2その他一般会計繰入金で昨年までの地域支援事業不足分を補填した額が減少したことによるものです。

項2基金繰入金、目1基金繰入金は、予算額2,237万8,000円、前年度比較415万3,000円の増額です。これは、保険給付費の不足分と事業費の不足分、予備費の財源として繰り入れるものでございます。

280ページの款8繰越金につきましては、昨年度と同額でありますので、説明を省略させていただきます。

281ページの款9諸収入、項2雑入、目1雑入、予算額51万9,000円、前年度と比較して19万1,000円の増額です。介護予防教室の参加人数の増加を見込んでの計上となっております。

続きまして、サービス事業勘定の補足説明を申し上げます。

歳出についてご説明いたします。303ページをお開きください。款1 サービス事業費、項1 居宅支援サービス事業費、目1 居宅支援サービス事業費は、予算額19万3,000円、前年度比較5万2,000円の減額です。高齢者の心身の健康保持、介護予防の推進のため地域包括支援センターを設置し、平成29年度より保健師、社会福祉士、介護福祉士の3名が携わる体制となり、ここで事業経費及び事務費を計上しております。

目2 新予防計画策定事業費、予算額151万5,000円、前年度比較20万7,000円の増額です。地域包括支援センターの主要な業務であります要支援1及び要支援2の介護予防サービス計画策定業務の一部を社会福祉協議会に委託する経費でございます。

次に、歳入を説明いたします。300ページをお開きください。款1 サービス収入、項1 予防給付費収入、目1 新予防計画策定費収入は、予算額170万6,000円、前年度比較15万5,000円の増額であります。要支援1、2の方の介護予防サービス計画の策定に伴う収入で、国保連合会から交付されるものです。

301ページをお開きください。款2 繰越金、302ページの款3 諸収入は、前年度と同額を計上しておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で介護保険の事業勘定及びサービス事業勘定予算の補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 介護保険事業特別会計予算の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 ページでいきますと286ページでございます。款3の地域支援事業費、款の組みかえなどによって相当入り組んで、私もちょっとわかっていないところもあるかと思いますが、もしそういうところがあればご指摘願いたいと思いますけれども、款の組みかえによることを含めて1,827万4,000円の増となつてございますが、組みかえの差を見ていくと単純に500万程度違うというか、増額になっているかなと思いますけれども、そこら辺についてはどうでしょうか。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 純粹にふえたものは、まず目1 介護予防・生活支援サービス事業費の介護予防ケアマネジメント事業費215万4,000円というのが、これが全く新規のものとなります。それと、289ページです。目4の在宅医療・介護連携推進事業費、予算額69万5,000円、これも全く新規のものでございます。それと、目6 認知症総合支援事業費、これは前年度比で89万7,000円は増額しているということでございます。あとは、昨年度からの事業の組みかえということになります。

それと、大きくふえた原因は、先ほど説明したとおり、予防給付費のほうの介護予防・生活支援サービス事業費の706万2,000円というのがあると思うのですが、これが介護予防給付費の介護予防訪問介護、286ページの介護予防・生活支援サービス事業費の負担金補助及び交付金の介護予防・生活支援サービス事業費706万2,000円というのがあると思

うのですけれども、これが款2の介護給付費から移ってきた訪問介護と通所介護、デイサービスの分でございます。

以上です。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 すごく難しくてわからなくなってしまうのですけれども、2点ほどいいですか。一次予防と二次予防トータル、それと先ほど説明いただきました286ページの目2の(1)、一般介護予防事業に当たるといことの説明でいきますと、ここで130万ぐらいふえているのかなと単純に思うのです。移行したやつ、保険給付費のほうの一部をこちらのほうに組みかえて、同じ286ページになりますけれども、介護予防のほうで70万ぐらいふえるのかなと。こうやって見ていくのですけれども、実際前年度と比較して、もう一度申しわけないですけれども、ゆっくりどこが何ぼふえたのだみたいなことで教えていただきたいのです。よろしくお願いいたします。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 済みません。先ほどもう一点忘れておりましたので、もう一回説明させていただきます。

まず、286ページ、地域支援事業費の目1の19負担金補助及び交付金の介護予防ケアマネジメント事業費215万4,000円というのが新規です。それと、287ページ、目2の準職員賃金等とありますね、664万円、これは一般会計で前は介護福祉士のものを見ていて、介護保険係に配置していたのですけれども、今年度包括支援センターの認定業務等の増加が予想されるので、そちらを包括支援センターのほうへ移すということで、こちらで人件費を新たに計上していると。それと、289ページ、目4在宅医療・介護連携推進事業費、これが新たに組んだものでございます。

以上です。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 従前あるものから増額したものはないのですか。

○議長 長 この際、午後3時5分まで休憩いたします。

午後 2時52分 休憩

午後 3時04分 再開

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 新規にふえている項目につきましては、先ほどのもの、286ページの介護予防ケアマネジメント事業費215万4,000円、それと287ページの介護予防事業委託料223万7,000円のうち、130万増額計上しております。これは、新たに公文の脳トレ等の事業を開始するため、ふやしたものでございます。それと同じページの準職員賃金等、それと289

ページの目 4、在宅医療・介護連携推進事業費、これで69万5,000円ふえている分と、あと目 6 認知症総合支援事業費の中で印刷製本費、先ほど説明しましたけれども、ケアパスという、認知症がどのように進んでいくか、またなったときの対応はどうしたらいいのか、認知症を予防するためにはどうしたらいいのかという形の印刷物を全戸に配布するために37万8,000円とその下の委託料です。認知症地域支援・ケア向上事業の委託料とその他業務委託料で講師派遣業務委託料、両方合わせて55万円、これが新たにふえているものでございます。

○議 長 ほかありませんか。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議 長 これで介護保険事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

次に、平成29年度更別村簡易水道事業特別会計予算の質疑を行います。

歳入歳出一括をして補足の説明を求めます。

佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、平成29年度更別村簡易水道事業特別会計の補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出からさせていただきます。315ページをお開きください。款 1 水道経営費、項 1 水道経営費の予算額は4,466万4,000円で、前年度比較58万6,000円の減額となっております。

目 1 水道管理費で予算額は3,568万1,000円で、前年度比較65万3,000円の減額となっております。主なものは、説明欄(1)の水道施設維持管理経費に、前年度であります。節 13委託料で水道施設漏水調査業務委託料216万3,000円を計上しておりました。316ページをお開きください。節 19負担金補助及び交付金の中札内村共同管理事業負担金が南札内浄水場の砂の入れかえに伴い、簡易水道事業負担分で279万1,000円増額となっております。317ページの説明欄(4)、水道施設整備事業の節 19負担金補助及び交付金で北海道自治体情報システム協議会負担金に公営企業会計導入事業業務委託に係る負担金445万5,000円を新たに計上しております。前年度に水道施設関係資産台帳整備業務委託に係る負担金180万円を計上しておりました。公営企業会計の適用の推進につきましては、総務省からの通達がありまして、また資産台帳も整備したということによりまして、国からの財政支援が受けられる期間内に法適用に移行できることが望ましいという状況になってございます。今後の維持管理、更新と適正な料金設定、財政状況の把握などから、総務省経営アドバイザーの助言、指導をいただきまして、財務適用移行に向けた取り組みを探り、既存の地方財政システムの互換性も図ることから、システム協議会にて検討を行うというものでございます。簡易水道施設整備負担金77万1,000円は、造成から40年を超えた南札内浄水場の更新等基本計画を策定する簡易水道事業負担分でございます。なお、前年度に節 15工事請負費で配水管布設工事費で緑町宅地造成関連配水管布設工事と曙区域配水管切りかえ工事の490万円を計上しておりました。

目 2 受水費の予算額は898万3,000円で、前年度比較 6 万7,000円の増額となっております。

318ページをお開きください。款 2 公債費、項 1 公債費の予算額は906万5,000円で、前年度比較46万1,000円の減額となっております。

目 1 元金の予算額は746万3,000円で、前年度比較20万8,000円の減額となっております。

目 2 利子の予算額は160万2,000円で、前年度比較25万3,000円の減額となっております。

319ページの款 3 予備費、項 1 予備費の予算額は10万円で、前年度と同額となっております。

なお、給与費明細書については320ページから323ページ、公債費の状況については324ページの地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で歳出の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の補足説明をさせていただきます。309ページをお開きください。款 1 分担金及び負担金、項 1 負担金の予算額は44万円で、前年度比較22万円の減額となっております。実績推計によるものでございます。

310ページをお開きください。款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料の予算額は3,272万円で、前年度比較111万円の減額となっております。実績推計ということでございます。

項 2 手数料の予算額は 6 万5,000円で、前年度と同額でございます。

311ページになります。款 3 繰入金、項 1 他会計繰入金の予算額は1,610万2,000円で、前年度比較68万3,000円の増額となっております。説明欄の財源補填分が主な増となっております。

312ページをお開きください。款 4 繰越金、項 1 繰越金の予算額は10万円で、前年度と同額でございます。

313ページの款 5 諸収入、項 1 延滞金・加算金及び過料の予算額は1,000円で、前年度と同額です。

項 2 雑入の予算額は1,000円で、前年度と同額でございます。

314ページをお開きください。款 6 村債、項 1 村債の予算額は440万円で、前年度比較40万円の減額となっております。

目 1 公営企業債も同額で、新たに計上しております。説明欄の公営企業会計移行事業は、国が地方公営企業法の財務適用移行を行う自治体が要する費用に対し、公営企業債の充当率100%を適用し、元利償還金に対する普通交付税措置50%を期間限定で事務の負担軽減措置として行うものです。前年度に簡易水道事業債240万、過疎対策事業債240万円を計上しておりました。緑町と曙区域の配水管に関する工事に関する事業債でございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議 長 簡易水道事業特別会計予算の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

5 番、上田さん。

○5 番上田議員 317ページの水道管理費の中の負担金補助及び交付金で、先ほど北海道自

治体情報システム協議会負担金の説明を受けたのですけれども、これは執行方針の中でこ
とし検討して、そして30年度に向けてというようなことで理解しているのですけれども、
その際、今ここで検討の部分として445万5,000円計上したということで、もしそれが企業
会計に移るということになれば、また新たな負担が発生するのかなのか、そこら辺ち
よっとお聞きしたいと思います。

○議 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 検討という話ですが、情勢というのが変わった場合ということがありま
すので、基本的には30年度の移行に向けてやるような予算ということとなっております。

○議 長 ほか質疑ございませんか。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議 長 これで簡易水道事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

次に、平成29年度更別村公共下水道事業特別会計予算の質疑を行います。

歳入歳出一括して補足の説明を求めます。

佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、更別村公共下水道事業特別会計の補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出から説明させていただきます。337ページをお開きください。款1総務費、
項1総務管理費の予算額1,064万7,000円で、前年度比較7万円の増額となっております。

338ページをお開きください。項2施設管理費の予算額は5,944万3,000円で、前年度比較
237万円の増額となっております。

主なものといたしましては、目1下水道施設管理費で説明欄(1)、下水道施設管理経費
で前年度に339ページの節12役務費で非常用発電機負荷試験料41万1,000円と節18備品購入
費、管理用備品購入費18万円を計上しておりました。

340ページをお開きください。目3個別排水施設管理費の説明欄(1)、個別排水施設管
理経費の節12役務費で運搬料が汚泥運搬を行う管理基数の増により134万5,000円の増額、
節13委託料の個別排水処理施設維持管理委託料も管理基数の増により75万8,000円の増と
なっております。

341ページになります。款2事業費、項1下水道整備費の予算額1,831万8,000円で、前年
度比較743万5,000円の減額となっております。

目1下水道建設費で説明欄(1)、下水道施設整備事業は、節13委託料で計画策定委託料
が下水道ストックマネジメント基本計画策定委託料に660万円、下水道全体計画策定委託料
に540万円計上しております。なお、前年度に下水道事業実施設計委託料に330万円と下水
道BCP、業務継続計画策定委託料に760万円を計上しておりました。節15工事請負費も前
年度に下水道施設改修工事費に30万余、管路施設工事費に1,210万円を計上しておりました。
節19負担金補助及び交付金、総務関係負担金に公営企業会計導入事業業務委託に係る負担
金475万円を計上しております。前年度に下水道施設関係資産台帳整備業務委託に係る負担

金に120万円を計上しておりました。こちらも簡易水道事業と同様の検討を行うものでございます。

項2 農業集落排水施設整備費の予算額は410万5,000円で、前年度対比380万5,000円の増額になっております。

目1 農業集落排水施設建設費で説明欄(1)、農業集落排水施設整備事業は、節15工事請負費で上更別認定こども園園舎改築工事に伴う下水道管渠移設工事371万円を新たに計上しております。

342ページをお開きください。項3 個別排水処理施設整備費の予算額は3,316万3,000円で、前年度比較699万9,000円の増額となっております。主なものといたしまして、説明欄(1) 個別排水施設整備費の節15工事請負費、個別排水処理施設工事費が交流設備改修工事と単価の増によりまして702万3,000円の増額となっております。

343ページになります。款3 公債費、項1 公債費の予算額は5,231万5,000円で、前年度比較21万3,000円の減額となっております。

目1 元金の予算額は4,311万9,000円で、前年度比較48万3,000円の増額となっております。

目2 利子の予算額は919万6,000円で、前年度比較69万6,000円の減額となっております。

344ページをお開きください。款4 予備費、項1 予備費の予算額は10万円で、前年度と同額となっております。

なお、給与費明細書については345ページから348ページ、翌年度以降の債務負担行為の支出予定額に関する調書については349ページ、公債費の状況については350ページの地方債の現在高の見込みに関する調書、事業概要については公共下水道事業特別会計予算資料を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で歳出の補足説明とさせていただきます。

続きまして、歳入を説明させていただきます。330ページをお開きください。款1 分担金及び負担金、項1 分担金の予算額は149万5,000円で、前年度比較3万6,000円の減額となっております。分担金は、接続した翌年度から支払いが始まり、下水道事業と農業集落排水事業は2年間、個別排水処理事業については5年間で支払うことになっております。

331ページをお開きください。款2 使用料及び手数料、項1 使用料の予算額は4,765万7,000円で、前年度比較4万3,000円の減額となっております。

目1 下水道使用料は、実績推計によりまして44万円の減額。

目2 農業集落排水施設使用料は、これも実績によりまして11万円の減額。

目3 個別排水処理施設使用料は、28、29年度分50万7,000円の増額をしております。

332ページになります。款3 国庫支出金、項1 国庫補助金の予算額は600万で、前年度比較220万円の増額となっております。説明欄、特定環境保全公共下水道事業補助金で下水道ストックマネジメント基本計画策定で330万円、下水道全体計画変更で270万円に係る補助金でございます。なお、前年度に下水道PCP策定委託に係る180万円を計上しておりました。

333ページをお開きください。款4繰入金、項1他会計繰入金の予算額は9,203万7,000円で、前年度比較627万5,000円の増額となっております。説明欄の基準繰り出し分で前年度比較104万円の増額、財源補てん分で前年度比較523万5,000円の増額となっております。

334ページになります。款5繰越金、項1繰越金の予算額は10万円で、前年度と同額でございます。

335ページをお開きください。款6諸収入、項1延滞金・加算金及び過料の予算額は1,000円で、前年度と同額でございます。

項2貸付金元利収入の予算額は40万円で、前年度と同額でございます。

項3雑入の予算額も1,000円で、前年度と同額でございます。

336ページになります。款7村債、項1村債の予算額3,040万円で、前年度比較280万円の減額となっております。

目1下水道事業債で310万円の減額、目2過疎対策事業債で440万円の減額となっております。農業集落排水施設整備事業、個別排水処理施設整備事業を計上しております。また、前年度に緑町及びNOSA Iに関連する下水道工事に係る事業債を計上しておりました。

目3公営企業債で470万円を新たに計上しております。説明欄、公営企業会計移行事業は、簡易水道事業と同様に国が期間限定で事務の負担軽減措置を行うものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 公共下水道事業特別会計予算の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 歳出になりますけれども、340ページの個別排水施設管理費の役務費の中で運搬料が昨年と比較して134万5,000円の増となっていますけれども、この中身についてもう少し詳しく説明お願いいたします。

○議 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 今の役務費の134万5,000円の増ということでございますが、個排の汚泥の運搬ということで、基数もふえたということもございます。基数については、昨年度より10基増、それから単価も昨年度より2,000円程度増ということで134万5,000円増という形になってございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 個別の基数が10基ふえたというのは理解できます。単価の2,000円の根拠と言ったら変なのですけれども、単価構成の値上げというのですか、上がった理由をもう少し詳しく教えてください。

○議 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 今年度し尿くみ取りの単価改正行っておりまして、その辺による増額でございます。

○議 長 ほか質疑ありませんね。

(なしの声あり)

○議長 長 これで公共下水道事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

各特別会計予算について質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言漏れがあれば承りたいと思います。

発言に当たっては、ページ、会計、項目、事業等を明らかにしていただきます。

質疑の発言を許します。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議長 長 以上で各特別会計予算の質疑を終了いたします。

議案第21号 平成29年度更別村一般会計予算の件に対しては、1番、安村さんから、お手元に配りました修正の動議が提出されています。

したがいまして、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

1番、安村さん。

○1番安村議員 それでは、議案第21号 平成29年度更別村一般会計予算に対する修正動議につきご説明を申し上げます。

今般提出されました一般会計における款10教育費において、項5社会教育費の目1社会教育総務費のうち(3)、生涯学習推進経費の社会教育指導員賃金及び項6保健体育費の目3学校給食費のうち(2)、学校給食センター運営経費の説明7、調理員等賃金、13、調理業務等委託料の計画案につき、さらなる事業推進における内部調整、精査が必要との見解から、修正案を提案するものでございます。

まず、生涯学習推進事務経費の社会教育指導員の配置に当たりましては、教育行政執行方針の中のご説明がなかった中で、児童の居場所づくりのために社会教育としての指導員が必要ありとの説明を受けましたが、村長が就任以来公約としていました子育て応援課の新設に伴う業務から、どんぐり福祉会へ委託している学童保育運営課題解決をどのような形で解決していくのか、早急なる対応が求められている中、教育委員会としてさらなる教育指導体制整備が必要との提案については、まさに業務の二重構造を指すものであり、学童保育、学童の社会教育という懸案事項につきいかに改善を図るべきなのか、そこはしっかり論議した結果に基づき、具体的方針をもとに保護者などに示すべきが筋であり、その意味からも指導員の常駐を図り、児童の居場所づくりを推進したいとの提案については内容性も乏しく、拙速であると判断されます。教育委員会と子育て応援課が十分事業方針のあり方につき協議を重ねるべく、猶予期間が必要であると判断されます。よって、減額修正を提案するものでございます。

次に、給食調理員等の業務委託について、給食業務調理員等の人材確保は困難との要因に鑑み、調理全般並びに配送における業務を委託業務とする計画案であります。給食の安心、安全、安定供給は基本原則であり、当然原則であります。更別村全体としての人材確保対策や他部門における給食の供給などの対応から考え、行政として行う業務の一部間について改善を図るべく措置することが今後の対応として望ましい姿なのか、そこは十

分検討の余地があると判断しているところでございます。行政全体の執行計画の中で、村内雇用の拡大に向けた財源措置により、村内労働参画への機会拡充、拡大などさまざまな面から予算措置を図り、村内雇用維持拡大を目指している姿勢が優先されるべきだと考えます。本計画案の提案につき、給食センター運営には現状大変苦慮している実態にあるということは十分理解できますが、その部門だけが大変であるという認識についてはいかなものかと感じているところでございます。更別村全体としての雇用拡大はもちろんのこと、更別村の人口維持対策を含め、広義にわたる検討があつてしかるべきで、その基本理念に沿った提案があるべきであり、そこは教育委員会、学校給食センターの組織運営上での課題につながっているという解釈もできるわけであります。また、委託のメリットとして、現状の経費軽減に向けた対応として必要性が認められるという概念もそこに内在しなければなりません。そのような点から、本当に村内雇用、労働希望者が全くないのかという点と極めて不確実であり、その点の努力目標があつてしかりと考えます。給食センター業務の連携強化、体制整備を今後いま一度見直す必要があるのではないかと考えます。今後の対応策の方針という点では理解できますが、前段で申し上げました懸念を払拭されるべく努力をお願いし、まずは自助努力を原則とし、最大限その努力が発揮されることを改めて望み、進むべき方針をご提案いただきたいというふうに考えているところでございます。つきましては、給食調理員、配送員の村内雇用を原則とした計画立案をお願いし、これら課題整理、検討をもってこれからの提案を期待したいと考えております。

これら修正理由に基づき、別紙でお示しさせていただいております。生涯学習推進事務経費277万3,000円を減額及び学校給食センター運営経費809万円を減額とし、第1条中、一般会計予算45億6,200万6,000円を45億5,114万3,000円に改めるという修正案のご提案並びに修正理由を申し上げます。

○議長 長 説明が終わりましたので、これから修正案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

最初に、原案に対する賛成者の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 次に、原案及び修正案に対する反対者の発言を許します。ありませんね。

(なしの声あり)

○議長 長 修正案に対する賛成者の発言を許します。

3番、高木さん。

○3番高木議員 修正案に賛成をさせていただきたいと思います。

安村議員の提案の理由にほぼ同じような気持ちのところがありますが、基本的にまず生涯の指導員の関係につきましては、この事業の実施に伴うものについては学童、少年団活

動等も含めて、さらに子どもたちの居場所をとる部分も含めると、確かに社会教育ではありますが、村長の公約でつくられた子育て応援課が学童保育も含めた中でさまざまな課題が今ある中、その調整をとった中で事業展開というものを進めるべきではないかなと思っております。確かに教育委員会関係の事業ではありますが、こういう一つ一つの事業の子育て応援課と教育委員会との事業のすみ分けという部分をもう少しきっちりと進めていただいた中で今後の子どもたちの居場所づくり、安心して放課後を暮らせる等の部分を進めていっていただきたいということで、この部分についてはもう少しきっちりと検討した中で進めてほしいなと思っております。

給食業務の委託につきましては、今現在何とか人員も確保した中で進められております。委託についても10月ころまで、一応開始までは余裕があるという部分もありますので、先ほど安村議員が言ったように、ほかに給食業務を村が抱えている以上、さまざまな格差等を含めて課題が出る可能性もあるわけで、きっちりと各課ごとの連携をとった中で、将来的に更別村が給食業務全般を委託していくのか、村が担当していくのかという部分の調整というものをしっかりしなければ、学校給食のみの委託をすることは今後住民の働く機会等も含めて平等性が発生する可能性がありますので、その辺をきっちりともう一回調整をしていただきたいなと思っております。

そういう部分で修正案に賛成させていただきたいと思います。

以上です。

○議 長 次に、原案に対する賛成者の発言を許します。ありませんね。

(なしの声あり)

○議 長 次に、修正案に対する賛成者の発言を許します。

2番、太田さん。

○2番太田議員 私は、修正案に賛成します。

賛成の理由といたしましては、今安村議員も高木議員もおっしゃったとおりなのですが、私から言わせてもらうこととすれば、社会教育の点については村長が子育て応援課をつくって縦割り行政をなくす、解消すると言っていたにもかかわらず、今回社会教育の部分と子育て応援課の部分、学童に対する部分が十分連携できる場所があったにもかかわらず連携していなかったということです。大きくはその部分です。そのほかに関しては、ほかの議員さんおっしゃっていたところと一致するところです。

給食センターについても、今安村議員、高木議員がおっしゃったところと僕は一緒なのですが、ほかの部署との精査ができていなかった。そこで給料、賃金の違いが出てくるというのは、住民の意識として同じ村の仕事なのにここは給料高くてここは低くなるとなったときには、学校の給食センターのみならずほかの給食センターにも及ぶのではないかという懸念があるところから、私は今回この修正案に賛成させていただきます。

以上です。

○議 長 次に、原案に対する賛成者の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 次に、修正案に対する賛成者の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第21号 平成29年度更別村一般会計予算の件を採決をいたします。

最初に、本案に対する安村さんから提出をされた修正案について起立によって採決をいたします。

本修正案に賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議 長 起立多数です。

したがって、修正案は可決をされました。

次に、ただいま修正議決をした部分を除く原案について起立によって採決をします。

修正議決をした部分を除く部分については、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議 長 起立多数です。

したがって、議案第21号 平成29年度更別村一般会計予算の件は修正部分を除く部分は原案のとおり可決をされました。

議案第22号 平成29年度更別村国民健康保険特別会計予算の件について討論を行います。討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第23号 平成29年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第24号 平成29年度更別村介護保険事業特別会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第25号 平成29年度更別村簡易水道事業特別会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第26号 平成29年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

この際、午後4時まで休憩いたします。

午後 3時47分 休憩

午後 3時58分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 議案第5号

○議 長 日程第9、議案第5号 更別村中小企業振興条例制定の件を議題といたします。

議案第5号について委員長に審査報告を求めます。

村瀬産業文教常任委員長。

○村瀬産業文教常任委員長 第1回定例会において産業文教常任委員会に付託されました議案について、3月10日、担当課長の出席を求め、委員会を開催し、審査を行いました。その結果について報告いたします。

議案第5号 更別村中小企業振興条例制定の件は、本件における地域経済の発展に果たす中小企業の重要性に鑑み、中小企業の振興に関する基本理念を定め、地域経済の活性化及び中小企業の振興に関する施策を総合的に推進しようとするものです。

慎重に審査をした結果、当委員会は原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

以上で審査の報告といたします。

○議 長 委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第5号について委員長報告に対する質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

委員長報告は可決であります。

これから議案第5号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

お諮りをいたします。議案第5号に対する委員長報告は可決であります。

議案第5号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は可決をされました。

◎日程第10 議案第6号

○議 長 日程第10、議案第6号 更別村中小企業者事業資金利子等補給に関する条例制定の件を議題といたします。

議案第6号について委員長に審査の報告を求めます。

村瀬産業文教常任委員長。

○村瀬産業文教常任委員長 第1回定例会において産業文教常任委員会に付託されました議案について、3月10日、担当課長の出席を求め、委員会を開催し、審査を行いました。その結果について報告いたします。

議案第6号 更別村中小企業者事業資金利子等補給に関する条例制定の件は、本件における中小企業者の育成、振興を図るため、金融機関から借り入れた事業資金の金利及び保証料を補給しようとするものです。

慎重に審査した結果、当委員会は原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

以上で審査の報告といたします。

○議長 長 これで産業文教常任委員長からの報告を終わります。

委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第6号についての委員長報告に対する質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

委員長報告は可決であります。

これから議案第6号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

お諮りをいたします。議案第6号に対する委員長報告は可決であります。

議案第6号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は可決をされました。

◎日程第11 議案第27号

○議長 長 日程第11、議案第27号 平成28年度更別村一般会計補正予算（第10号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第27号 平成28年度更別村一般会計補正予算（第10号）の件であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億7,058万4,000円とするものであります。

なお、この議案提案に当たっては、歳出のところでも説明申し上げますけれども、農業振興基金積立金の利子が計上されていなかったということで、これは事務的なミスでもあ

りますし、失念いたしておりました。心からおわびを申し上げます。申しわけありませんでした。

それでは、歳出から説明申し上げます。6ページをお開きください。款6農林水産業費、補正額15万9,000円、補正後の金額8億6,927万6,000円であります。

項1農業費、目2農業振興費で節25積立金、説明欄(1)、農業振興基金積立金15万9,000円の増であります。節25の積立金、農業振興基金積立金として利子分を計上するものであります。

続きまして、歳入に移ります。5ページをお開きください。款15財産収入、補正額15万9,000円の増額です。補正後2,829万3,000円とするものであります。

項1財産運用収入、目2利子及び配当金の節1利子及び配当金の部分で説明欄、農業振興基金積立金預金利子として15万9,000円を計上するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第27号 平成28年度更別村一般会計補正予算(第10号)の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第12 閉会中の所管事務調査の件

○議長 長 日程第12、閉会中の所管事務調査について、産業文教常任委員会は学校給食センター業務について、議会運営委員会は議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報について、それぞれ閉会中の所管事務調査として調査したい旨、各委員長から申し出があります。

お諮りをいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の調査に付することに決定をしました。

◎閉会の議決

○議 長 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をしました。

◎閉会の宣告

○議 長 これにて平成29年第1回更別村議会定例会を閉会をいたします。

(午後 4時04分閉会)